

中九州短期大学

論叢

ろんそう

研究論文

P.-3

学内実習におけるレクリエーション教育の実践のあり方
—学内実習の自己評価から—

黒木真吾・上田彩香

P.-12

保育内容【健康】の授業におけるアクティブラーニング実施による
学生の運動に関する意識の変化

塩見一成

P.-22

保育者養成における保育教材作成について
—幼児向け布絵本製作の実践報告—

田中優也

P.-31

少子化対策における修学支援新制度（高等教育無償化）の
実効性について

賀久英之

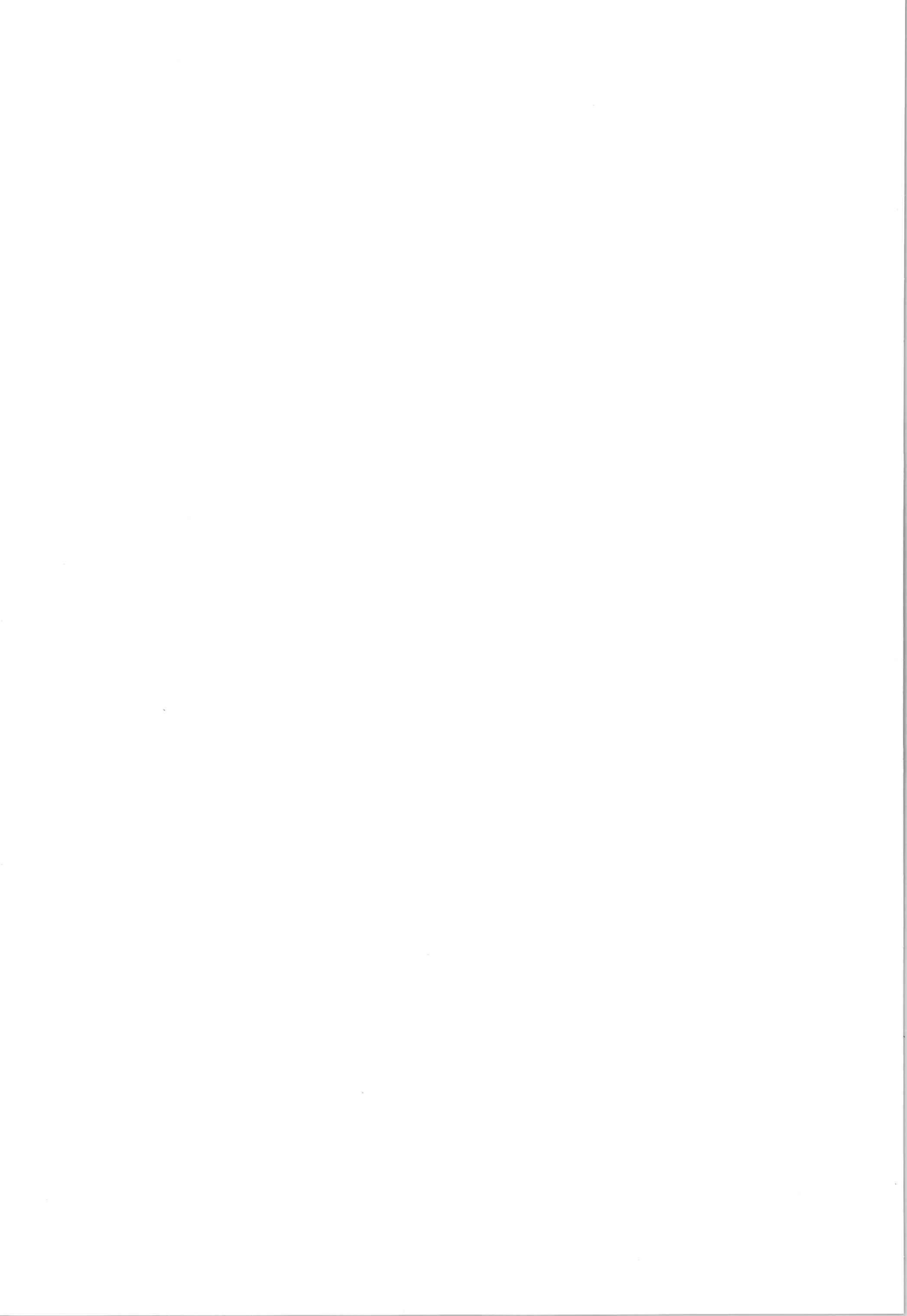
研究ノート

P.-39

公立幼稚園とのコラボレーションによる絵画制作の実践

森本直樹

研究論文



学内実習におけるレクリエーション教育の実践のあり方 —学内実習の自己評価から—

The way of the practice of the recreation education in the care training :
From a recreation experience in care training of the student

黒木真吾* 上田彩香**

要 旨

本稿では、介護実習におけるレクリエーション教育について前回のIa実習で得られた結果をもとにII実習でのレクリエーション実施状況について学生の自己評価をもとにその課題について考察を行った。今回、学内実習を通して認知症の利用者の設定による「対応方法」という成功体験は得られた。しかし、「個性の理解」と「グループの分け方」、「レクリエーションの準備」がうまくできなかったこととして新たに得られた。「個性の理解」と「グループの分け方」に関しては利用者の意欲の設定と理解を促す時間設定の必要があった。さらに「レクリエーションの準備」に関してはグループワークにおける問題点として手抜きが起こっている可能性があることから役割を明確化することが必要といえる。また学外実習では認知症の利用者のみならず様々な心身機能や身体構造の利用者がいることから現場の実態を踏まえた利用者の設定、さらには実践する日数や回数を増やすことも視野に入れる必要がある。現在、介護施設での集団感染が発生していることから今後も継続して学内実習における教育内容について検討していく必要がある。

キーワード：学内実習、レクリエーション、介護福祉士養成施設、介護実習

はじめに

介護福祉士養成施設のカリキュラムには「介護実習」という科目が位置付けられており、介護保険施設等に出向き学習する機会がある。主な学習内容としては介護過程の展開、生活支援技術などに加えて「レクリエーションの実践」を行うことになっている。また、「介護福祉士は高齢者や障害者の入浴や排泄、食事などの直接的な身体介護にとどまらず、レクリエーション等を通じて精神生活を豊かにし、積極的な生活姿勢への働きかけをしていくことも重要な役割（日下：2009：163）」と指摘されている。そのことから学生が実習先で実際の利用者を対象としてレクリエーションを実践することは重要といえる。

しかし、2020（令和2）年度の「介護実習」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、9月に予定していた学外で行う実習が、「学内実習」に代替することとなった。

* 中九州短期大学 経営福祉学科 介護福祉士コース 専任教員

** 中九州短期大学 経営福祉学科 介護福祉士コース 2年生

前回、初めての実習であったレクリエーションについて「うまくできたこと」と「うまくできなかったこと」という自己評価から課題を抽出したところ、「うまくできたこと」については「QOLの向上」、「計画に沿った実施」が、「うまくできなかったこと」については「対象者の理解」、「事前準備」が得られた。

学内実習では実際の利用者がいない状態でのレクリエーションの実践となるため、学外実習と比べて学びに限界が生じるのではないかと懸念される。そのため前回、得られた知見をもとに今回の学内実習で得られた結果と比較をして今後の学内実習における教育内容の検討につなげたい。

今回も前回と同様に学内実習におけるレクリエーションの学びについて「うまくできたこと」と「うまくできなかったこと」を抽出し、先行研究で得られた知見をもとに比較検討していくこととする。

I 介護実習について

1. 本学における学内実習

対象とした学生は、第一段階の実習を学外実習としてこれまで3回のレクリエーション実践を経験している。しかし、今回の調査対象となる第二段階の実習では学内実習になった。第二段階の実習では予定していた実習先が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設であったため、学内実習の学びについても本学の「実習のしおり」の内容に準じた形で可能な範囲で実習を行った。レクリエーションについての実習はそのうち2日間である。

2. 学内実習でのレクリエーションの設定内容

これまで3回の学外実習に関しては実習先の実習指導者や現場スタッフと調整し、レクリエーション実践をしている。学生自身が事前に作成したレクリエーション計画書をもとに実習先の指導者と打ち合わせをしたうえで実際の利用者を対象に実践している。しかし、学内実習では「利用者」を対象とした実践ができないため、今回は「学生」が利用者役をすることとなった。レクリエーションを実践するグループはゼミナール単位で分けたため、4名または5名を1グループとし、全部で4グループとなる。それぞれで話し合いし、レクリエーション計画を立案してもらった。今回は前回の調査結果（黒木：2020）「認知症の利用者」を対象とし教員が説明している。2日間のうち1日をグループごとで認知症について調べ、グループ内で情報共有をし、レクリエーション計画の立案、制作をした。そして、2日目をレクリエーション実践と評価の時間に充てた。

II 調査方法

1. 調査期間

2020年11月16日～2020年12月20日を調査期間とした。

2. 調査対象と調査方法

調査対象は2020年8月31～10月4日の期間に実施した学内実習（23日間）の際にレクリ

エーションを実施した2年課程の介護福祉士養成施設に所属する2年生18名を対象にした。調査方法は2年生18名がそれぞれ作成した「レクリエーション計画書」をもとに実施後に記入した「評価」について質的統合法を用いてデータ統合を実施した。分析結果の信頼性は、共同研究者との検討を行い、その確保に努めた。また、判断が困難な場合は数回にわたり繰り返し討議を重ねて検討し分析結果を導き出した。

3. 調査項目

学生はレクリエーションを実施するにあたって事前に本学所定のレクリエーション計画書を作成し、学内実習において実施後に振り返りのための「自己評価」を記入している。今回は振り返りとして記入している「自己評価」を記述資料として用いた。

4. 倫理的配慮

今回の調査は筆者が所属する学会の研究倫理規定に従い実施している。調査対象者へは協力は任意であり、協力の有無により成績評価に一切影響しないこと。また、得られた内容については回答者が特定されることはないこと、調査結果は目的以外では使用しないことを書面による説明をし、研究同意書の提出をもって同意とした。尚、本調査は中九州短期大学研究倫理審査会の承認（承認番号20-03）を得て実施している。

調査で得られたデータについては、鍵のかかる部屋の保管庫に施錠して保管している。

5. 分析方法

介護実習で使用しているレクリエーション計画書に記述している学生自身の評価の全文章から得られたことと課題に関してのみを抜粋し分析を行った。

抽出した文章は1文章1意味としてカードへ記載。カードの内容の類似性にそってまとめた。ラベル付けをした内容を下位概念とし、その上に中位概念のサブカテゴリー、さらには上位概念のカテゴリーを作成した。

III 結果

今回の学内実習の設定について対象者は「認知症の利用者」であることを事前に示し説明後、グループごとに事前学習を指示した。利用者の人数については「14名以下」のうちいずれかの人数を各グループで設定。

今回の学内実習で実践したレクリエーション計画書に記述された「評価」の内容を以下の2つの表にまとめた。

「評価（うまくできたこと）」についてはカテゴリーとして前回の結果と同様に【QOLの向上】、【計画に沿った実施】が得られたうえに、【対応方法】が新たに得られた。さらに、【対応方法】のサブカテゴリーとして「利用者との関わり方」、「認知症へのアプローチ」、「利用者への配慮」が得られた。また、前回【QOLの向上】のなかにあった「一体感」は得られなかった。さらに、【計画に沿った実施】のサブカテゴリーでは前回の結果と同様に「時間配分」は得られたが、前回得られていた「個別対応」は得られず、「内容の充実」が新たに

得られた。

「評価（できなかったこと）」については前回と同様に【対象者の理解】と【事前準備】の2つが得られた。しかし、【対象者の理解】のサブカテゴリーでは前回の結果と同様に「利用者との関わり方」、「利用者への配慮」が得られたうえに「個性の理解」が新たに得られた。【事前準備】のサブカテゴリーでは「臨機応変な対応」、「実習生同士の連携」、「計画の実施」、「時間配分」は前回得られた結果と同様だったが、それらに加え「グループの分け方」、「レクリエーションの準備」が新たに得られた。

表1) レクリエーション実施後の「評価（うまくできたこと）」

カテゴリー	サブカテゴリー	内容
QOLの向上	楽しく参加 (3)	体操の際は利用者にも声を出してもらえた。
		利用者を楽しんでもらえた。
		ゲームを楽しんでもらうアプローチができた。
計画に沿った実施	時間配分 (2)	時間配分はちょうどよかったと思う。
		予定していたレクリエーションの時間通りに実施できた。
	内容の充実	レクリエーションの内容が良かった。
対応方法	利用者との関わり方 (4)	対応方法を理解できた。
		目線を合わせて声かけを行なえた。
		近くで声かけを行なえた。
		ゲームを楽しんでもらうアプローチができた。
	認知症へのアプローチ (4)	話された内容を否定しないというアプローチができた。
		利用者を否定せずアプローチができた。
		否定しないアプローチができた。
	利用者への配慮	近くで見守りを行なえた。

表2) レクリエーション実施後の「評価(うまくできなかったこと)」

カテゴリー	サブカテゴリー	内容
対象者の理解	利用者との関わり方 (4)	声かけがうまくできなかった。
		声かけを大きくゆっくりするべきだった。
		認知症に対するアプローチがうまくできなかった。
		利用者の対応が中途半端だった。
	利用者への配慮 (4)	ゲーム中の安全面の配慮ができていなかった。
		見守りが足りなかった。
		利用者のそばで見守りをしていなかった。
		見守りの際、利用者のことをしっかり見守れなかった。
	個性の理解 (2)	利用者の個性をみて進める必要があった。
		利用者の個性を理解する必要があった。
事前準備	臨機応変な対応 (8)	ゲーム中のトイレの訴えの対応に戸惑った。
		利用者の対応が中途半端だった。
		楽しそうにしていない利用者の対応ができていなかった。
		使用する物で遊ぶ方がおり、その対策ができていなかった。
		激しい動きをする利用者への対応ができていなかった。
		使用する物(洗濯バサミ)に対する注意が足りなかった。
		体操をしていない方へのアプローチをしていなかった。
		体操で利用者に話を聞いてもらえなかった。
	実習生同士の連携 (7)	視野がみんな狭かった。
		動き方の確認ができていなかった。
		メンバー内の情報共有が不足していた。
		メンバー同士で共通の目的を持つべきだった。
		役割分担ができていなかった。
		お互いカバーし合うようにするべきだった。
		グループの役割が分かれていなくて協力できていなかった。

グループの分け方 (7)	グループ分けでは同じくらいの力の差で分ければよかった。
	グループ分けを均等にすればよかった。
	グループ分けで性別に偏りがあった。
	グループ分けで盛り上がりに差があった。
	グループごとで力の差があった。
	グループ分けで1人ひとりの特性の把握が必要だった。
	グループ分けで盛り上がりに差があった。
計画の実施 (6)	司会で利用者に注目してもらえる工夫が大切と思った。
	話すときに声が通らなかった。
	自己紹介は1人ずつするべきだった。
	ホワイトボードを活用しながら話をすることが必要と感じた。
	ROを行う際に利用者同士がお話をされていて声が通らなかった。
	司会をする際に声が小さかった。
レクリエーションの準備 (4)	スタッフができていない部分があった。
	準備不足であった。
	ゲームの内容が不十分だった。
	レクリエーションの内容が不十分だった。
時間配分 (3)	時間が予定よりも早かった。
	ゲームの時間が短かった。
	時間が計画よりも早く終わった。

IV 考察

1. レクリエーション実施後の「評価 (うまくできたこと)」

今回、新たに認知症へのアプローチといった「対応方法」がうまくできたこととして得られたことから、ここでは「対応方法」について述べることにする。ここでは1日目に認知症について説明をし、各グループで話し合いをもち情報共有したことは意味があったと思われる。また、グループで話し合う際に「認知症の理解」等の授業で学んだことを生かすことができたことも考えられる。さらに、学生はこれまで3回の学外実習を経験しており、その経験から認知症の利用者がレクリエーションに参加した場合、どのような反応をするのか想定し、実践できたことも理由の1つとして考えられる。これは田島 (2013) が言っているよう

に過去の「体験学習の充実」や「現場での実践回数の増加」を得たことにより「成功体験の獲得」に繋がったのではないか。

今回、「認知症の利用者」と設定したことで成功体験は得られたが、今後、学外実習に近い形での状況での実践に繋げる必要があることから設定をさらに増やす必要も考えられる。なぜなら実際の利用者は認知症のみの方もいれば、加えて疾患や障害のある利用者がある。今後、疾患や障害を重複している利用者への対応方法についても理解してもらう必要があることから学内実習以外の授業等を活用して日数や回数を増やすことも視野に入れる必要がある。

2. レクリエーション実施後の「評価（できなかったこと）」

ここでは今回、サブカテゴリーで新たに得られた3つについて以下に述べることにする。

まず、「個性の理解」であるが、今回、認知症の利用者という設定はあったものの、各個人の性格などといった個性の部分についての設定をしていなかった。そのことから、学生自身が性格については設定に拘ることなく自分の性格を素直に表現する形で参加していた。そのため、結果として学生同士の日頃の友好関係やクラスメイトへの関心の違いが影響した可能性が考えられる。今回のレクリエーションはあくまで模擬的な実践であることから私情が入ると学習に支障が出る可能性がある。そのことから今後の対策の1つとして学生同士とはいえ個性の理解をしてもらうために例えば積極的な利用者と消極的な利用者の割合がどのくらいなのか等といった設定も利用者役の学生に情報として入れるべきであった。そして、事前学習として認知症についてのみならず、利用者の情報についての情報共有と対策についても検討してもらう時間を設けることも必要であったと思われる。

次に、「グループの分け方」については友人同士で一緒にグループを分けている場合や日頃、関わりのない者同士でのグループに分けている場合もあったため、盛り上がり方などの偏りがあったのではないかと考えられる。これは先ほどの「個性の理解」の時と同様に学生同士の友好関係やクラスメイトへの関心が影響している可能性が考えられる。そのため、利用者の意欲に関する設定をしたうえで実践する必要があった。

本来ならばレクリエーションは人間を相手にするものであり、その日の利用者の日々変わる気分や体調面なども影響する。そのことから利用者の日頃の情報などに加えて当日の気分や体調確認を把握し、臨機応変な対応も必要となる。気分や体調確認をふまえた臨機応変な対応については田島（2013：88）の「現場での実践回数の増加と成功体験の獲得」「体験学習の充実」が重要といえる。今回、学生自身が利用者役をしていたためリアルな利用者としての体調や気分の変化といったクオリティを出すことが困難なことが推測できる。このことに関しては現場でしか経験できないことであり限界といえる。

そして、「レクリエーションの準備」については今回の設定として学内実習の中でレクリエーションに関する学習期間は2日間であった。初日は事前準備や制作、本番に向けての実践練習の時間、2日目は実践と評価の時間とした。しかし、「レクリエーションの準備」が課題として出たことは準備などの時間が足りなかった可能性が考えられる。また、今回ゼミナールというグループで進めたが、グループで実践する際には全員が協力的な姿勢を持たなければ

ばならない。蒲生ら（2019）はこの小集団教育の手法であるゼミ形式授業における課題の1つとして「フリーライダー」の問題を挙げている。フリーライダーとは「グループの成果に只乗りする学習者（蒲生ら、2019、66）」のことであり、グループワークの活動に対して「手抜き」をするのである。そのことからグループ全体のパフォーマンス低下にもつながることを指摘している。さらに、蒲生ら（2019）はその対策の1つとして「役割の明確化」を挙げている。そのことから準備・制作や実践練習をする際の役割分担が明確にできていたのかという部分も考えられる。このことに関してはまずレクリエーション計画書に事前準備や制作に関する役割を誰が担うのかといった内容を書く欄がなく、さらには今回の自己評価では判断できないため次回はその部分も含めて確認をしていく必要がある。

V おわりに

今回、レクリエーションをする際に2日間の設定をしたこと、さらには「認知症の利用者」と設定したことはよかったが、さらに、現場の実態を踏まえると認知症に加えて疾患や障害に関する設定を増やすこと、日数や回数を増やすことも必要であったことが示唆された。また今回、準備や制作における役割について確認できていなかったため次回役割を明確にして確認していく必要があった。

今回の学内実習において利用者の日々の変化に対する臨機応変な対応については学生では再現不可能ということで学内実習での教育の限界もみえた。

今回、学生にとって唯一直接介護現場を体験できる学外実習が学内実習に代替されたことは残念なことだったが、学生自身がレクリエーションを実践し、振り返りといった自己評価をしたことは田島（2013：88）の「自己覚知（振り返りと気付き）」という視点で重要且つ意義ある実践だったと思われる。まだ、現状として介護施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生しているところもあり、今後も引き続き実習受け入れは厳しい状況といえる。そのため、学内実習のあり方というものは今後も引き続き検討していく必要がある。

謝辞

今回、講義や就職活動、1月末に控えている介護福祉士国家試験の勉強などで多忙な中、調査に協力してくれた学生の皆様と論文執筆に取り組んでくれた学生には感謝の意を表します。この経験を将来の介護現場での研究活動等の役に立つことを祈念します。

文献

- 日下純子 (2009) 「福祉施設における芸能活動の様相—介護福祉士へのインタビューをもとに—」『聖泉論叢 17号』 157-166.
- 村山由子、後藤雪絵 (2019) 「介護老人保健施設実習における学生が企画した音楽療法レクリエーション活動の学び」『松蔭大学紀要 (4)』 31-38.
- 田島栄文 (2013) 「介護福祉士養成教育におけるレクリエーション学習について—新カリキュラム導入前後の変化と取組み—」『甲子園短期大学紀要 31』 85-89.
- 和久田一夫 (2009) 「高齢者施設における福祉レクリエーション援助の現状と求められる知識」『愛知新城大谷大学研究紀要 6』 47-58.
- 中九州短期大学 (2020) 『実習のしおり』 9.
- 吉田志保 (2019) 「介護福祉施設におけるレクリエーション実践と介護福祉士養成校の学生に求められる知識・技術に関する一考察」『佐野日本大学短期大学研究紀要 30』 13-25.
- 南條正人、高崎義輝、小池和幸、仲野隆士、金須雄一、森田清美、小田幹雄、加藤昭仁、千葉佳名江、中曽根裕、齋藤友規、片山義一、高野一弘 (2017) 「介護実習における介護過程の展開とレクリエーション支援の関連 (第3報)」『Leisure & Recreation (自由時間研究) 42 (1)』 65-70.
- 黒木真吾、猿渡楓華 (2020) 「本学におけるレクリエーション教育の現状と課題—学生の介護実習でのレクリエーション自己評価から—」『中九州短期大学論叢 (43-1)』 15-22.
- 蒲生諒太、森田亜矢子、村川治彦 (2019) 「ゼミ形式授業における発表活動の学習システム開発—関西大学人間健康学部「導入学習」の事例をもとに—」『関西大学高等教育研究 10』 65-77.

保育内容【健康】の授業におけるアクティブラーニング実施による 学生の運動に関する意識の変化

Changes in Students' Awareness of Exercise through Active Learning
in a Childcare Content [Health] Class

塩見一成

要 旨

平成29年に、「保育所保育指針」¹⁾、「幼稚園教育要領」²⁾、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」³⁾が改訂された。本研究では改訂された領域「健康」に着目し、本学学生の健康への意識、中でも運動への意識に焦点を絞り保育内容「健康」を受講する学生にアンケート調査を実施した。その結果、多くの学生から「運動はできていない」「運動の必要性は理解しているが、実際に運動するのは難しい」とする回答が得られた。そこで、将来保育者となる学生の運動に関する意識の改善を図るべく、保育内容「健康」の授業を展開する上で実施する授業内容に再検討及び修正を加えて取り組んだ。その結果、座学としての講義だけでなく、実際に身体を動かす活動を組み合わせ、アクティブラーニングを導入した授業を実施することにより、学生の運動への意識が改善することが示唆された。

キーワード：領域「健康」、アクティブラーニング、学生の運動に関する意識

I. はじめに

保育内容「健康」の授業を担当することで、学生と健康や運動について話す機会が増加した。学生が口にするコメントの多くが「最近、全然運動をしていない」「大学に入ってから、ほとんど運動できていない」「身体を動かしたいけれど、なかなかその機会がない」などであった。高等学校までは体育の授業や部活動に参加することで、ある程度は身体を動かすことができていたという。これは本学学生だけの問題なのであろうか。長谷(2019)によれば、「保育者を志す学生(1年生)の43%が体育の授業以外は全く運動や体を動かす活動に取り組んでいない」⁴⁾とし、中嶋(2012)は、「大学での体育の授業を除けば運動は『しない』と答えた学生は、1年生で43.3%、2年生で33.4%と3分の1以上にのぼる」⁵⁾と述べている。つまり、運動ができていないという学生の問題は、本学学生だけの問題ではなさそうである。

令和元年度のスポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」⁶⁾によると、週一回以上の年齢別運動実施率では、18, 19歳男子が58.7%、女子は45.4%。20歳代では男子における49.3%、女子は41.8%であった。週3回以上の運動実施率になると大幅に減少し、18, 19歳では男子が28.6%、女子は22.3%、20歳代では男子が19.9%、女子は17.8%である。近年、若者の体力低下が取り沙汰されているが、これらのデータがこの背景を物語っている

と言えよう。スマートフォンやVDT機器が広く普及した現代社会において、若者が自ら進んで運動を実施することは困難なのであろうか。

平成29年に、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂され、翌年4月より施行された。保育園、幼稚園にはそれぞれ入園できる年齢に規定があり、保育園では0歳から小学校入学前まで、幼稚園では満3歳以上が入園できる。3歳以上の幼児については「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」それぞれ共通の記述として「ねらい」と、ねらいを達成するために「内容」を示している。5領域の第一項「健康」によると、「ねらい」として「明るく伸び伸びと行動すること」や「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」とが明示されている。また内容では「遊びを通して十分に体を動かすこと」が求められている。実際、幼児期は、生涯にわたり生きていくために必要とされる基本的な動作を獲得する大切な時期であり、幼児期運動指針⁷⁾では「幼児は様々な遊びを中心に、毎日、60分以上、楽しく体を動かすことが大切」と示されている。しかしである。保育者を志す学生の多くが運動する機会がなく、これで保育者として子ども達と一緒に運動に関わり指導することが可能なのであろうか。また、幼稚園教育要領解説⁸⁾の、第一章「総説」4節 3 指導計画作成上の留意事項(7) 教師の役割では、「幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関りをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うこと」とあり、具体的には「憧れを形成するモデルとしての役割や遊びの援助者としての役割も大切である」と述べている。日々幼児と接する保育者としては「先生のようにになりたい」「先生のようにやってみたい」と憧れを抱かせる存在になることは必然であり、良き手本となるべく自己研鑽に励むことが求められるのではないだろうか。

学生の体力がない、指導者になるのに体力が低いなど、保育者養成上の課題を扱う研究は認められるが、実際に目の前にいる学生をどのように導いてやればよいのかという視点に立った研究の蓄積は見当たらない。

そこで、本研究では、領域「健康」の授業を通じて学生の健康・運動に関する意識の向上を図るべく、より効果的な授業を実施するための資料を得ることを目的とし、保育内容「健康」を受講する本学学生の生活実態と運動に関する調査を実施し、その効果のほどを検証することにした。

II. 研究対象と方法

1. 対象

本研究の目的を達成するため、2020年度後期における保育内容「健康」の受講者56名(2年生)を対象とした。

2. 方法

2020年11月26日から12月10日まで4回のアンケート調査を実施した。アンケートは無記名式とし、主に選択式で、一部自由記述とした。アンケート全体としての回収率は98%であり、全てが有効回答であった。

～ アンケート質問項目（12項目）～

- (1) 平日の起床時刻について
- (2) 平日の就寝時刻について
- (3) 平日の一日の睡眠時間について
- (4) 平日のパソコンなどのVDT機器を使つてのゲームなどの使用時間について
- (5) 平日のスマートフォンの一日の使用時間について
- (6) 平日の運動等の頻度について（30分程度またはそれ以上の運動）
- (7) 平日の朝食について
- (8) 今の自分の生活様式について、改善したいことはありますか？
- (9) 第1回アンケート調査結果をどのように捉えましたか？
- (10) 第1回アンケート調査結果を踏まえての今後の行動について
- (11) 第2回アンケート調査結果を踏まえて、その後の運動への意識や行動について教えてください。
- (12) 第3回アンケート調査結果を踏まえて、実際に身体を動かす活動を実践しました。実際に身体を動かすことでどのように感じたのか、または考えたのかを教えてください。

第1回調査（2020年11月5日）では質問項目（1）から（8）を実施し、生活状況に関する項目、運動に関する項目、健康に関する項目について調査した。学生は第1回調査後、2週間の保育園実習に参加した。その際、現場にて実際に子どもたちと触れ合う中で、保育者の立場で子どもの健康を考えて関わるように、さらには、保育者として自らの健康についても考える機会とするよう促した。

第2回調査（2020年11月26日）では、調査前に第1回アンケート結果を学生にフィードバック後に質問項目（9）「アンケート結果をどのように捉えたか」、さらに（10）「アンケート結果を踏まえての今後の行動について」自由記述で回答させた。ここでは運動に関する項目、健康に関する項目について調査し、保育実習を終了した直後で、実際の現場を体験して気付いた「指導者（保育者）としての健康」について、考慮して回答するよう促した。

第3回調査（2020年12月3日）では質問項目（11）「第2回アンケート結果を踏まえて、アンケート後の運動への意識・行動」について回答させ、運動に関する項目について調査した。

第4回調査（2020年12月10日）では質問項目（12）「第3回アンケート結果を踏まえ、実際に身体を動かすことによる意識の変化」について、運動に関する項目について調査した。尚、第4回の調査では座学としての講義だけでなく、実際に身体を動かす活動を取り入れ、運動を通じて学生が主体的に、そして能動的に授業に参加するアクティブラーニングを導入した授業を実施した時に記入させた。

3. 倫理的配慮

アンケート調査実施に際しては、口頭と書面にて研究の目的と方法を説明して協力を求めた。参加は自由意志であること、不参加でも不利益は生じないこと、またプライバシーと個人情報保護についても口頭と書面にて説明した。また、個人が特定できないよう、データは匿名として取り扱った。

III. 結果と考察

1. アンケート結果

(1) 平日の起床時刻について

平日の起床時刻について尋ねたところ、7時から7時30分起床が18人（33%）、7時30分以降が16人（30%）、6時半から7時が9人（17%）であった。学生全体の半数以上が7時以降に起床していることが明らかになった（表1参照）。内閣府の調査⁹⁾によると、20～24歳の平均起床時刻は7時56分とあり、他の年代と比べて起床時刻が遅い傾向を示している。本学学生も例にもれず、遅くまで寝ていることが示唆された。

表1、起床する時刻について

起床時刻（平日）		人数
①	午前6時以前	5（9%）
②	6時～6時30分	6（11%）
③	6時30分～7時	9（17%）
④	7時～7時30分	18（33%）
⑤	7時30分～8時	16（30%）
合計		54

(2) 平日の就寝時刻について

平日の就寝時刻について尋ねたところ、11時から12時頃が21人（39%）、1時から2時が13人（24%）、午前0時から1時が12人（22%）であった。本学学生の傾向としては、午前12時を境に就寝するグループとそうでないグループに大別することができる。新沼・平松・田村（2018）¹⁰⁾の報告による大学生の就寝時刻の調査では「午後11～12が22%、午前0時～1時が45%、1時以降が28%」とあり、本学学生は他大学の学生よりも幾分早く就寝していることがわかる（表2参照）。

表2、就寝する時刻について

就寝時刻（平日）		人数
①	午後11時以前	5（9%）
②	11時～12時頃	21（39%）
③	午前0時～1時頃	12（22%）
④	1時～2時頃	13（24%）
⑤	2時以降	3（6%）
合計		54

(3) 平日の一日の睡眠時間について

平日の睡眠時間について尋ねたところ、6時間から7時間が20人(37%)、5時間から6時間が15人(28%)、7時間から8時間が12人(22%)で、6時間から7時間の睡眠時間が最も多かった。NHK放送文化研究所の国民生活時間調査(2015)¹¹⁾では国民の平日における平均睡眠時間は7時間15分であることから、7時間前後に集中している本学学生の睡眠時間は平均的な時間であると言えよう(表3参照)。

(4) 平日のパソコンなどのVDT機器を使うのゲームなどの使用時間について

平日のVDT機器の使用について尋ねたところ、3時間から5時間が26人(48%)、5時間以上と2時間から3時間がそれぞれ12人(22%)であった。回答した学生の約半数が平日ほぼ毎日3時間以上VDT機器を使用していることが明らかになった。現在ではゲームによる依存症はもちろん、VDT機器による心身への影響が懸念されており、社会問題化している。この利便性の高い機器の使用と健康への影響については、年齢を問わず議論されるべきであり、幼児に直接携わる保育者を育成する立場としては、看過できない問題と考える(表4参照)。

(5) 平日のスマートフォンの一日の使用時間について

平日のスマートフォンの一日の使用時間について尋ねたところ、2時間から3時間が18人(33%)、3時間から5時間が16(30%)、5時間以上が12人(22%)であった。回答した学生の半数以上の28人(52%)が平日に毎日3時間以上スマートフォンを使用していることが明らかになった(表5参照)。

表3、一日の睡眠時間について

睡眠時間(平日)		人数
①	5時間未満	5(9%)
②	5時間～6時間	15(28%)
③	6時間～7時間	20(37%)
④	7時間～8時間	12(22%)
⑤	8時間以上	2(4%)
合計		54

表4、VDT機器の一日の使用時間について

VDT機器の使用時間		人数
①	5時間以上	12(22%)
②	3時間～5時間	26(48%)
③	2時間～3時間	12(22%)
④	1時間～2時間	3(6%)
⑤	1時間以内	1(2%)
合計		54

表5、スマートフォンの一日の使用時間について

スマートフォンの使用時間		人数
①	5時間以上	12(22%)
②	3時間～5時間	16(30%)
③	2時間～3時間	18(33%)
④	1時間～2時間	6(11%)
⑤	1時間以内	2(4%)
合計		54

(6) 平日の運動等の頻度について

(30分程度またはそれ以上の運動)

平日の運動について尋ねたところ、全くしていないが26人(48%)、週に1日から2日が19人(35%)、週に3から4日が5人(9%)、ほぼ毎日が4人(8%)であった。回答した学生の8割以上があまり運動できていないことが明らかになった(表6参照)。

高校までは体育の授業が週に2～3時間設定されていた。一方、大学教育においては体育の授業が必修科目から外れたことを受け、大学の授業時間以外で身体を動かす時間を確保する、つまり運動するための時間を

自らが作り出す必要が生じてきた。また、自立のためのアルバイトでの時間確保や普通免許の取得によるバイクや自動車による通学方法の変化など、生活様式そのものの変化が運動から遠ざかる要因と推察する。

表6、平日の運動等の頻度について(30分程度またはそれ以上の運動)

運動頻度(平日)		人数
①	全くしていない	26(48%)
②	週に1～2日	19(35%)
③	週に3～4日	5(9%)
④	ほぼ毎日	4(8%)
合計		54

(7) 平日の朝食について

平日の朝食について尋ねたところ、毎日食べるが26人(48%)、食べないが15人(28%)、時々食べるが13人(24%)であった。回答した学生の約半数が毎日朝食を食べていることが明らかになった(表7参照)。

表7、朝食を食べていますか

朝ごはん		人数
①	毎日食べる	26(48%)
②	時々食べる	13(24%)
③	食べない	15(28%)
合計		54

(8) 今の自分の生活様式について、改善したいことはありますか?

今の生活様式について尋ねたところ、改善したいことがある、少しあるがそれぞれ21人(39%)、ないが12人(22%)であった。回答した学生の8割近くが今の生活様式の改善を望んでいることがわかった(表8参照)。

表8、今の生活で改善したいことがありますか

生活様式		人数
①	ある	21(39%)
②	少しある	21(39%)
③	ない	12(22%)
合計		54

2. アンケートの結果から見える本学学生の生活パターン

今回のアンケートの結果はそれぞれの項目が独立して存在しているわけではなく、全てが微妙に重なり合って1日の生活を構成してると考えられる。ここでアンケート結果からモデルとなる学生の1日を考えてみたい。平均的な起床時間である7時に起床して朝ご飯を食べ大学へ行く。16時過ぎまで大学で授業を受け、18時頃に帰宅したとする。睡眠時間を平均的な7時間と設定した場合、午前0時には就寝しなければならない。しかし、多くの学生がスマートフォンとVDT機器を3時間から5時間使用することから、1日の自由時間の大半をスマートフォンとVDT機器の使用で終えていることになる。これでは身体を動かすための時間を作り出すことは到底不可能である。さらに、これらの機器を5時間以上使用する学生においては、睡眠時間を削るほかに、必然的に睡眠不足の状態を招くことになる。これらのことを考慮して本学学生の傾向を考えた場合、平日においてはしっかりと食事と睡眠をとり、スマートフォンとVDT機器を使用することで一日を終えるという傾向が見えてくる。

3. アンケートの結果から、学生を健康的な生活に導くために

(1) 第1回アンケートの結果を学生にフィードバックし、今後の生活様式や運動に関する意識の変化を促すために第2回アンケート調査(9)、(10)を実施した。さらに意識と行動の変化を確認するために第3回アンケート調査を実施し、第4回アンケート調査では、実際に身体の活動を伴う運動を実施し、アクティブラーニングを導入した授業修了後に調査した。

表9、2回目の調査後の変化

問題点あり/なし		運動しよう	運動しない	合計
①	問題点あり 改善しようと思う	20 (39%)	30 (59%)	50 (98%)
②	問題点あり 改善しない(できない)	0	1 (2%)	1 (2%)
合計		20 (39%)	31 (61%)	51

表10、アクティブラーニングを導入した授業実施後の変化

改善すべき点あり/なし		運動しよう	運動しない	合計
①	改善すべき点あり 改善しようと思う	30 (61%)	18 (37%)	48 (98%)
②	改善すべき点あり 改善しない(できない)	0	1 (2%)	1 (2%)
合計		30 (61%)	19 (39%)	49

表9は第2回アンケート結果をフィードバックした後の12月3日に実施した第3回アンケート結果から、表10は12月10日実施の第4回アンケート結果からそれぞれ得たものである。生活様式に問題、または改善点があり改善しようと思うのか否か、運動をしようと思うのか否かをそれぞれクロス集計したものである。

自分の生活様式に問題があるとしながら改善しようとは思わない群では、運動に関して1週間後も横ばいで変化がなかった。それに対して、生活様式を改善しようとする群では1週間後のアクティブラーニング実施後は運動しないと思う学生数が30人(59%)から18人(37%)に減少し、運動しようと思う学生が20人(39%)から30人(61%)に増加した。1回のアクティブラーニング実施の結果だけでは意識と行動に必ず変化をもたらすとは言い難いが、その可能性は示唆された。

(2) アンケート調査を終えて見えてきたこと

本学学生の特徴としては、気持ちはあるが行動に移すことが難しいというタイプが集まった集団と考えられる。故に教員側からの働きかけが重要であり、運動に関してはやはり実際に身体の活動を伴う授業と運動することができる場の提供が必要と思われる。

IV. 総合考察

今回の調査を通じて、調査対象の学生においては運動が不足気味と言わざるを得ない実態が明らかとなった。中学生や高校生の頃には正規の授業として体育が組み込まれ、また放課後の部活動など、比較的容易に仲間と関わりながら運動する機会が用意されていた。しかし大学設置基準の大綱化以降、カリキュラムから体育が消えた大学もあり、運動するためには学生自らが時間を作る、または運動できる場を作り出さなければならなくなった。さらに自立のためのアルバイトなど、生活様式の変化から運動する時間を作り出すことが一層難しくなっていると推測される。しかし、青年期に入る学生にとっての運動は、児童・生徒の時代の身体を成長させるために必要とされた運動から、健康を保つための運動へとその意味合いが変化していく。日々の生活を積み重ねた延長線上に将来の健康があることをさらに理解させたいと考える。

学生が将来現場に出た時には、子どもたちと一緒に身体を動かして汗を流し、十分に遊ぶことができる保育者を育成したいと考える。そのためには運動の習慣がいかに大切であるかを伝えるとともに、学生自らが運動に関して意識を高め、行動に移すことを促す指導が必要不可欠である。

本研究では実際に身体を動かす活動を組合わせた授業を試みた。その結果、あらかじめの学生が運動への意識を改善させたことが確認できた。つまり、教室での座学としての授業スタイルだけでなく、身体を動かす場面を意図的に組み入れ、その中で学生同士が主体的に、そして能動的に参加するアクティブラーニングを導入した授業スタイルを開発することで、学生の運動に関する意識に変化を促すことができると考える。

V. 今後の課題

今回の調査を通じて、健康・運動に関する意識の変化を促し、より効果的な授業を実施するための資料を得ることができた。しかし母集団の数や授業による実践の回数が少ないこと、調査方法や質問紙の精査が課題として残された。学生の運動が不足していることについては、先行研究をはじめ関係諸機関から報告されてはいるが、その対策となる具体的な提案はなされていないように見受けられる。

そこで、学生が運動に関わることを可能にするためのカリキュラムの改善と、身体活動を取り入れ、アクティブラーニングを導入した授業の開発が今後の課題と考えられる。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2018) . 「保育所保育指針」 フレーベル館
- 2) 文部科学省 (2018) . 「幼稚園教育要領」 フレーベル館
- 3) 内閣府 (2018) . 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 フレーベル館
- 4) 長谷秀揮 (2019) . 「保育内容『健康』と保育学生の健康に対する意識との関わりについての一考察」 四条畷短期大学紀要大 52 号 p 5
- 5) 中島弘二 (2012) . 「尚大学における女子学生の健康生活と体力」 尚香学園研究紀要第 6 号 p109-p121
- 6) スポーツ庁 (2019) 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」 サイト
https://mext.go.jp/sport/b_menu/toukei/chousa04/... (2020.12.18 取得)
- 7) 文部科学省 (平成 24 年) . 「幼児期運動指針」 文部科学省
- 8) 文部科学省 (2018) . 「幼稚園教育要領解説」 フレーベル館
- 9) 内閣府 (2015) . 「平成 27 年度版子供・若者白書」 サイト
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_06_01.html (2021.3.3 取得)
- 10) 新沼正子, 平松恵子, 田村綾子 (2020) . 「大学生における睡眠時間と健康管理」 環太平洋大学研究紀要 15 巻 p13-p17
- 11) 国民生活時間調査 | NHK 放送文化研究所
<https://www.nhk.or.jp/bunken/yoron-jikan/> (2021.1.22 取得)

参考文献

- 1) 厚生労働省 (2018) . 「保育所保育指針」 フレーベル館
- 2) 文部科学省 (2018) . 「幼稚園教育要領」 フレーベル館
- 3) 内閣府 (2018) . 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 フレーベル館
- 4) 文部科学省 (2018) . 「幼稚園教育要領解説」 フレーベル館
- 5) 藤村透子 (2017) . 「保育者を目指す学生の健康に関する意識調査」 作新学院大学女子短期大学部紀要 p 102- p 103

- 6) 福司山エツ子, 木戸めぐみ (2006) . 「栄養士を目指す女子学生の食行動について」 鹿児島女子短期大学紀要第 41 号 p 31
- 7) 総務省 「平成 29 年版情報通信白書」 サイト
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc111110.html>
(2020.12.20 取得)
- 8) 文部省ホームページ
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/... (2021.1.22 取得)
- 9) 子どもの 「適切なデジタル機器の使用時間」、どのくらい? | マイナビニュース
(mynavi.jp) (2021.1.22 取得)

保育者養成における保育教材作成について —幼児向け布絵本製作の実践報告—

Creating The Teaching Material on Developing of Nursery Teacher
Report of Producing Cloth Picture Books for Children

田中優也

要 旨

今年度、講義や実習指導において学生の製作スキル向上のため、様々な製作を取り入れてきた。しかし、そのほとんどが3歳以上の幼児を対象としたものであった。そこで私のゼミ研究では、未満児を対象とした保育教材として「布絵本」の製作を行った。布絵本の製作を通し、学生は一定レベルの製作スキルの習得、乳児期の子どもの発達段階に対する理解の深まりがあったものと示唆される。

1. はじめに

本稿は、令和2年度におけるゼミ研究に関する教育実践報告である。

保育現場において、環境構成の一環とした保育教材を手作りすることがある。保育者を志望する学生においては、卒業後に保育所や幼稚園等に就職した際、このような製作技術についても要求される。そのため在学中に多様な製作物の作成を経験することで、保育技術の習得に繋がるものとする。本校において本年度は、ペーパーサート、エプロンシアター、手袋シアターなどの多岐にわたって製作を行ってきた。それらにおいては、以上児を対象とした製作を中心に実施してきた。そのため未満児を対象とした製作物の作成経験については、それほど多くはない。そこで私のゼミ研究において、二歳未満の子どもの対象とした「布の絵本」の製作を行うこととした。

布絵本の製作に関する報告として永尾ら（1983）は、高等学校の学生に対し、保育教育教材として「布の絵本」の製作から実習までの授業展開を実践している。参加した学生の自己評価を分析した結果、布の絵本作成の過程で、乳幼児の発達について認識が高まることを示している。また郭（2015）は、ゼミ研究において以上児を対象とした布絵本製作を実施している。布絵本を製作し、実際に幼児の反応を観察することにより、学生は幼児の発達過程および保育の指導法に対する理解を深めることができることを示した。

そこで私のゼミ研究では、二歳未満の子どもの対象として「布の絵本」の製作を行うことで、保育者としての製作技術を高めると共に乳児の発達段階についての理解を深めることを目的とした。

2. 二歳児までの発達段階について

新生児の視野は30cm程度しかなく、未熟な状態で生まれてくる。出生から2ヶ月が過ぎ

ると、視野の範囲で動くものや人を目で追うようになり、4ヶ月頃になると首がすわり、両目で視野を捉えるようになる。首がすわると幼児を立て向きに抱っこすることが可能となる。その結果、姿勢に変化が伴い、視野が広がり動くものや興味があるものを目で追うようになっていく。このころになると興味のあるものを手にとり、くわえたり舐めたりするしぐさが見られるようになる。布絵本においては、感触もよく、繰り返し洗って使えることから、この時期の乳児に対しても有効な保育教材であるといえる。

1歳前後になると、つかり立ちや伝い歩きをするようになり、さらに姿勢が変化する。それに伴い見える世界も広がり、視覚に入ったものを触りたいといった欲求が出てくるようになる。また、ハイハイができるようになると、興味があるもののところへ自ら移動し、手に入れて遊ぶ姿がみられるようになる。1歳の誕生日を迎えるころには、指先の機能も発達し、指で小さいものを掴むことが可能になり、遊びのなかでも小さいものを掴もうとする姿も見られる。このような遊びを繰り返すなかで乳児は指先の機能を発達させていくのである。そのため布絵本では、ボタン等の材料を活用することにより、乳児が自らの指で操作して遊び、楽しみながら指先のトレーニングを行うことができるのである。

食事においては、大人の模倣をしようとして、スプーンやフォークなどを使用して食べようとする意欲が出てくる。はじめはうまくいかずに口に入れる前に落としてしまうこともあるが、自分でしたいとの気持ちを見守ることが大切である。そのため布絵本においても、食育についてのページを作る事で、乳児の興味を惹くことに繋がり、さらにスプーンやフォークなどの仕掛けを作ることで、実際のスプーン等を活用するより、安全に遊びながら道具を使用する力の獲得に繋がるのである。

2歳になると言葉の発達がめざましく、象徴機能もさらに豊かになり、保育者や友だちとさまざまな体験や遊びを共有するようになる。自我の芽生えから大人の力を借りずに自身の力でやってみようとする気持ちが目覚める。さらに指先を使った細かい作業もできるようになることから、衣服やボタンの着脱などにも挑戦しようとする姿が見られるようになる。そのため布絵本においては、ボタンやジッパーなど洋服を着脱する際に使用する素材を活用することで、布絵本を使った遊びのなかで、知らず知らずのうちに衣服の着脱についても習得していくことのできるのである。

2. 布絵本とは

布絵本とは、一般的に布やひも、ボタン、マジックテープなどを使い製作された絵本である。『最新図書館用語辞典』によれば、日常生活に使われる素材を使用して結んだりほどいたり、留めたりはずしたり、はがしやたりくっつけたりできるように工夫されたものであると示されている。布絵本を通し、マジックテープやボタン、ファスナーを活用することで衣服の着脱の練習となったり、紐通しや結んだりする動作を繰り返すことで、絵本を楽しみながら手指の発達促進が期待されるのである。また柔らかい素材を中心に製作されていることから、啜えたり、舐めたり投げたりしても安全なため、乳幼児を対象としている場合が多い。『絵本の事典』においても、「商業出版されている布の絵本は、ほとんどが遊具をかねた赤ちゃん用である。」と示されている。また、視覚や触覚だけでなく、鈴や音のなるクッションを

中に入れることでページをめくったり、本を触ることで音が出るようにしたりと工夫されているものもあり、布絵本はさまざまな感覚を刺激することができる絵本といえる。

3. さわる絵本について

「布絵本」と「さわる絵本」は混同して認識されている場合があるため、本章では「さわる絵本」について紹介しておきたい。小西（2001）は、「さわる絵本」を以下の3つの種類に分類している。

①絵本が布その他相応しい素材を使って作られ、紙に貼ったもの。

絵の部分を、書かれているものにふさわしい色、手ざわりの素材で、ぬいぐるみを薄くしたように作り、厚紙に貼りつけ、点字と墨字（普通にかかれた文字をフェルトペンで拡大してある）の両方ある絵本のことである。目の見えない子が、手でさわることによって楽しむことができ、しかも目のみえる子もいっしょに楽しめる絵本となっている。手作りで、製作に時間がかかり、大量に作ることはできない。

②台紙そのものが盛り上がり、絵の部分を触って分かるようにしてあるもの。

台紙の素材は、プラスチックや、熱を加えると盛り上がる特殊な紙を使っている場合と、点字用紙を使い、絵を点で描いた（点図）ものがある。これらは、複数作成するのに適している。しかし、手ざわりがどれも同じになり、区別をつけにくいし、子どもの興味を持続させるのが難しい。

③特殊なインクで浮き出るように印刷したもの。

これは点や線だけでなく、面も浮き出し、それぞれを区別することができるように工夫されている。大量に作れるので、出版されているものにはこれが多い。

つまり「さわる絵本」とは、視覚に障害を持つ人が触って、絵や文字を楽しむことのできるように工夫された絵本である。文章については点字等で表してあり、本を触ることで、文章を読みとることができるように工夫されている。しかし、布絵本が決して健常児のための絵本というわけではない。布絵本もさわる絵本同様に、触感や聴覚を刺激するよう工夫がなされた物も多く存在し、目の見えない子どもも楽しめるという点では、「さわる絵本」と同じである。しかし、布絵本には点字等を用いわけではないため、その点においては、やはり「さわる絵本」は、視覚に障害のある子どもにとって布絵本よりも有効であるといえる。

3. 布の絵本製作について

布絵本を製作するにあたり、まずは布絵本の対象となる子どもの発達段階について理解しておく必要がある。例えば、指先の機能発達、言語に対する興味や理解、色や形に対しての認知能力など子どもの発達について総合的に十分な把握がされなければならない。その上で、対象児の発達課題に合わせて、絵本の内容を検討する必要がある。そこで今回、ゼミ研究として布の絵本製作するにあたり、以下の事を留意点として設けた。

①. 2歳までの子どもを対象とした絵本を作成すること。

②. 作成にあたり、この時期の子どもの発達を促すことのできるような工夫を取り入れること。

- ③. 保育者が読み聞かせを行うものではなく、子どもが直接触れることができ、その感触や絵本の内容を楽しむことができる絵本を作成すること。
- ④. 素材については、乳幼児が触ったり舐めたりしても危険がないよう、柔らかい素材のもので構成すること。また洗濯ができ、清潔に保てるような素材を活用すること。

上記の内容を考慮したうえで製作にあたることとした。ページ数についての指定は設けず、各学生の采配に任せることとした。



写真：ゼミ生の布絵本製作の様子

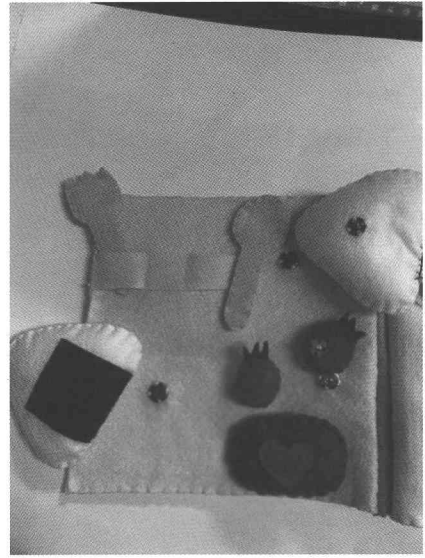
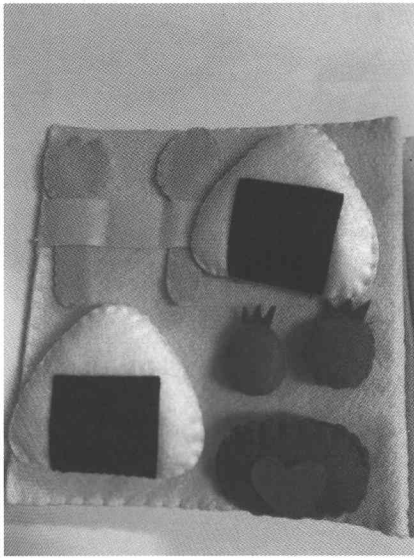
3-I. 材料について

布絵本製作にあたり用いた材料は以下の通りである。布絵本の大部分を占める材料としてフェルトを使用することとした。フェルトは通気性・吸収性が優れており、軽量で柔軟性があるため、加工がしやすい。またフェルト特有の肌触りは乳幼児向けの布絵本を作成するには、最適な素材だといえよう。さらに汚れた際には、洗濯することも可能である。

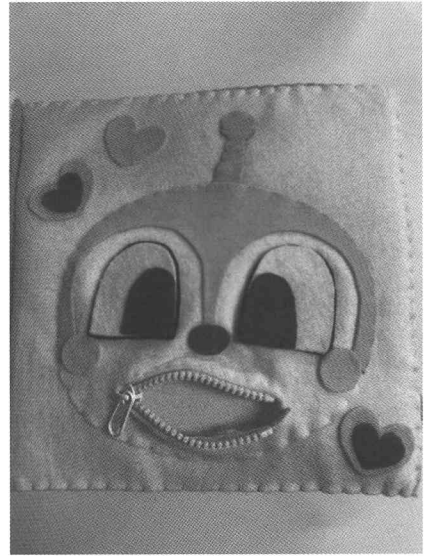
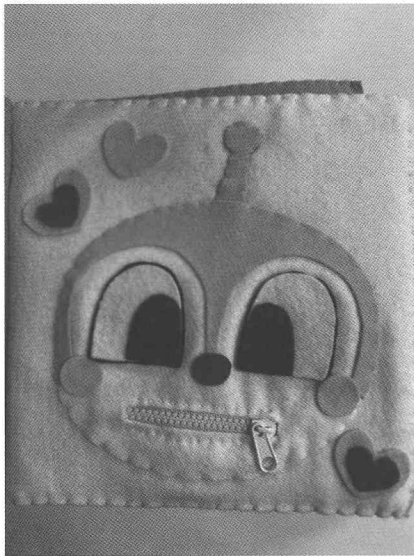
その他は、ボタン・スナップボタン・靴紐・ビーズ・チャック等である。また絵本として強度を上げるために各ページの中には、下敷きを加工したものを入れることとした。

3-II. 布絵本の構成について

今回のゼミ研究において実際に学生が作成したページを紹介しながら、どのような工夫がなされているのかについて検討していく。以下は、実際に学生が作成した布絵本の一部である。

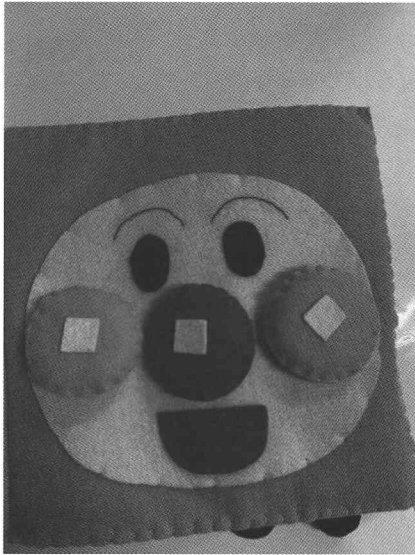


このページでは、食べ物をテーマに作成している。おにぎり、トマト、ハンバーグなどお弁当の材料に使われることの多い食材を選んでおり、子どもの関心や興味を惹くことのできるよう工夫されている。さらに、おにぎりなどの具材には、スナップボタンがついており、取り外すことができるようになっている。これは指先の発達を促すだけでなく、衣服の着脱の練習になる。またフォークとスプーンにおいては引き出すことのできるような工夫がされており、スナップボタンとは違った指先のトレーニングとなる。

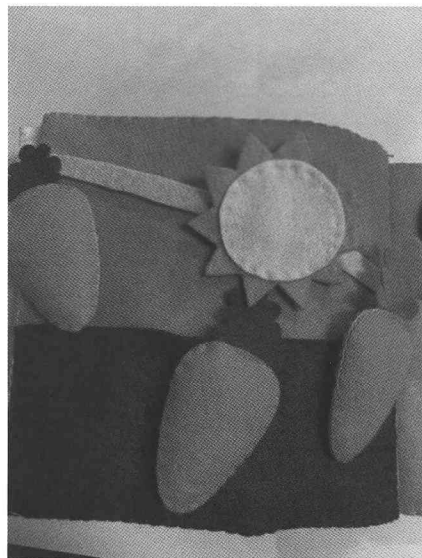
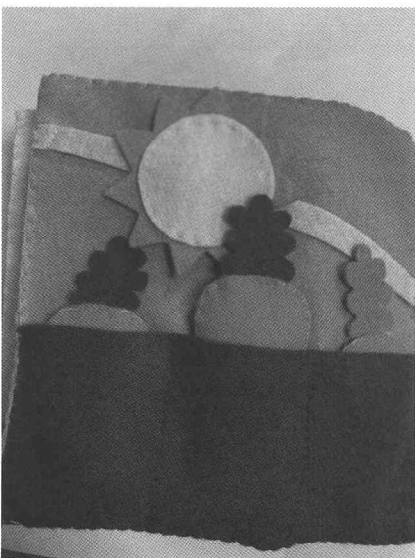


次にこのページでは、子どもに人気のキャラクターを用いることで、興味を惹きつけることができるようにしている。口の部分をチャックにすることで、こちらも衣服の着脱に対するトレーニングとなる。さらに先に紹介した食材のページと隣同士のページとなっており、

トマトやハンバーグを外して、本キャラクターの口に収納することができるようになっており、食育にも繋げることができるような工夫となっている。



このページにおいても、子どもに人気のキャラクターを用いて子どもの興味を惹きつけるよう工夫されている。最初に紹介したページと同様にスナップボタンを用いており、衣服の着脱や指先のトレーニングを行うためのページとなっている。仕掛けとしては、最初のページと同じであるが、キャラクターを用いることで、より子どもが興味をもって布絵本を活用できるものと予想できる。安易にキャラクターを多用することには注意が必要であるが、子どもの興味や注目を集めるためには有効的であるといえよう。



このページにおいては、食育に繋がるきっかけになるように食材（にんじん）を用いている。仕掛けにおいては、ポケット式にしてあり、食材（にんじん）を出し入れできるようになっている。これは食育における食材の収穫を表している。また太陽部分もスライドできるようになっており、これまでと違った指先の操作技術の習得ができるよう工夫されている。

学生が製作した布絵本を概観すると、指先のトレーニングや基本的な生活習慣の自立に向けて遊びながら身につけることができるような工夫がなされているのが分かる。今回、紙面に載せていないページについても、基本的な生活習慣の自立に向けて、ボタンやスナップ、ジッパーを活用するページが多く見られた。これは2歳児未満の乳児の発達段階に合わせたものになっていることから、布絵本製作を通し乳児の発達段階について学生の理解が一定程度深まったことが示唆される。

5. 学生の保育実践を高める製作活動の検討

布絵本製作に取り組んだゼミ生3名の製作を通して得た感想をまとめた。下記に表として示す。〈表1〉

〈表1〉布絵本製作における学生の感想一覧表

項目	感想内容
製作上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・大きめなボタンを使うことで、小さい子どもでも掴みやすいように工夫した。 ・子どもが絵本を活用することで、指先のトレーニングになるように意識して作成した。
布絵本を製作することで、取得した技術	<ul style="list-style-type: none"> ・布絵本を製作することで、さまざまな手法の縫い方を習得できた。 ・製作を通し、手先が器用になったと感じている。 ・製作するなかで、どのような工夫をすることで子どもたちを惹きつけることができるのかということを考える力。
布絵本を通し子どもに身につけてほしい力	<ul style="list-style-type: none"> ・摘まんだり、外したり、付けたりなど、子どもたちの指先の機能向上。 ・布絵本を楽しみながら、ボタンの付け外し、ジッパーの上げ下げなど、衣服の着脱に必要な指先の力を身につけてほしい。
製作における改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・同じようなパターンばかりになってしまったため、別のパターンも検討する必要があったと考える。 ・靴紐を結ぶ練習になるようなページ、時計の練習になるようなページを製作したかった。
その他の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ作るのではなく、どのように作れば子どもたちが楽しく活用してくれるのか想像しながら作ることが難しかった。 ・今回作成した布絵本は、保育現場に就職際に活用したい。 ・自由遊びの際に子どもたちに遊んでもらいたい。

感想を見てみると、対象年齢を2歳までの子どもとしたことで、学生は子どもの指先のトレーニングや基本的な生活習慣の獲得に向けて、意識した内容となっている。個人差はあるものの、2歳頃から着脱に対して興味を示すようになり、保育園においてもこの時期には着脱の練習を行う園も多い。そのような中で、今回、学生が製作した布絵本を活用することで、子どもは楽しく遊びながらボタンやジッパーの開け閉めを練習することができるものと示唆される。

また、「布絵本を製作することで、取得した技術」では、「製作を通し、手先が器用になったと感じている。」「布絵本を製作することで、さまざまな手法の縫い方を習得できた。」との感想が示すように、製作を行うなかで一定レベルの製作スキルの習得に繋がったといえるのではないだろうか。

その他の感想として、「どのように作れば子どもたちが楽しく活用してくれるのか想像しながら作ることが難しかった。」という言葉が聞かれた。本来、保育教材を手作りする際、保育者が自身の担当するクラスの発達や状況、子どもの興味や関心などに合わせて製作するものと考えられる。しかし、学生の場合においては、クラスを担当している訳ではないため、子どもの様子等に合わせて製作することはできない。そのような中で、実習や講義等から得られた知識や経験をもとに子どもの発達段階や興味関心等を想像し、製作を行っている。このような経験を繰り返す中で、学生たちの子ども理解に繋がるのではないだろうか。

6. 今後の課題

今回の布絵本の製作課題においては、製作作業のみに留まっている。本来は、製作した布絵本を実際に子どもたちが活用する姿を観察することで、年齢による語彙数、指先の発達、想像力等の違いなどの、発達の特徴を捉えることができたのではないかと考える。また保育教材製作の観点からしても、子どもの実際の反応を見ることで反省や改善ポイントについて確認することができ、より充実した教材作成技術の習得に繋がったのではないだろうか。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今回は保育所に出向くことを断念せざるを得なかった。今後は、製作した「布絵本」に対し、実際の子どもたちがどのような反応を示すのか、また遊びのなかでどのように布絵本を活用していくのか観察することで、保育者を目指す学生のさらなる保育スキルの習得に繋げていきたい。

引用文献

- 1) 図書館用語辞典編集委員会編 (2004) 『最新図書館用語大辞典』 柏書房.
- 2) 中川素子, 吉田新一, 石井光恵, 佐藤博一編 (2011) 『絵本の事典』 朝倉書店.
- 3) 小西 萬知子 (2001) 「さわる絵本—大阪での試み—」 図書館界 53(4).

参考文献

- 1) 林 左和子 (2015) 「図書資料としての布の絵本」 静岡芸術大学研究紀要 VOL.16.
- 2) 永尾 忠子, 山田 綾, 福田 公子 (1983) 「保育教育の教材と指導法の開発—布の絵本の作成から実習—」 日本家庭科教育学会誌 26(1).
- 3) 郭 小蘭 (2015) 「学生の保育実践を高めるゼミ研究の教学効果についての考察—幼児向け布絵本製作実践例—」 会津大学短期大学部研究紀要第 72 号.
- 4) 淡野 将太, 内田 祐 (2015) 「保育学教育としての絵本作成」 教育臨床総合研究 14.
- 5) 浦上 千歳, 柴 静子 (2015) 「子どもたちに贈る布絵本の製作を通してグローバルな資質の育成を目指す「技術・家庭」の授業開発」 中学教育：研究紀要 (46).
- 6) 和田 七洋 (2018) 「絵本製作を通じた指導者育成に関する研究」 鹿児島大学教育学部研究実績研究紀要 27 巻.
- 7) 大塚 習平, 三上 慧 (2016) 「保育に必要な協働する力の育成—協働学習「壁面製作」を通して—」 湘北紀要 (37).
- 8) 大橋 喜美子編 (2018) 『新時代の保育双書 乳児保育 第3版』 みらい.

少子化対策における修学支援新制度（高等教育無償化）の実効性について

The validity of the new institutions to assist for entering higher educations, and how it works in a policy against declining fertility society.

賀久英之

はじめに

2020年度から開始された修学支援新制度（高等教育無償化）は、2019年からの消費税増税分（2%）を財源として年間4,882億円もの資金が投じられている（「内閣府予算」より）。しかしながら、「子どもの貧困の解消」や「格差社会の是正」といった側面から考えた場合、予算に見合った成果は得られないのではないだろうか。本稿では修学支援新制度を取り巻く社会情勢、また起こりうる問題について考察を行う。そして、少子化対策における修学支援新制度の意義について論じたい。

1. 修学支援新制度創設の背景

2006年経済協力開発機構「対日経済審査報告書」によって、「日本における貧困ライン以下の国民の割合」がOECD諸国の中でアメリカに次いで第二位であると報告され、また子どもの貧困についても警告された」（谷川至孝2015）。その後、日本では様々な少子化対策の必要性が問われ、その為の政策が実施されて来た。そしてまた、今年度（2020年度）より修学支援新制度が開始された。5.子育て応援でも後述するが、少子化対策に関する予算の内訳としては乳幼児に対する支援を据え置き、あるいは減額して高等教育への支援を大幅に手厚くしたものとなっている。

修学支援新制度は学校から日本学生支援機構への数値報告が義務付けられており、またその数値報告は文部科学省ホームページ上に公開される。これまで貧困と学力に関する相関関係についての研究は数多く行われているが、今回の修学支援新制度によってさらに多くのデータが集約されることになるだろう。

2. 修学支援新制度の制度的概要と課題

高等教育機関が修学支援新制度に認定される為には、文部科学省に申請し、申請校が機関要件を満たしていると文部科学省から認められる必要がある。またこの機関要件とは過去3年間における学校法人の赤字や定員充足率等である。そして文部科学省の発表によると、2020年9月11日の時点で修学支援新制度の機関要件を満たす「確認校」は、大学・短期大学の98%（1,082校中1,051校）、高等専門学校の100%（57校中57校）、専門学校の73.2%（2,688校中1,963校）となっている。大学、短期大学、高等専門学校については、ほぼ全ての学校が認定校と言えるだろう。しかしながら、専門学校における確認校の比率73.2%は大学等に比べて低いと言わざるを得ない。令和元年度の62.3%（2,713校中1,689校）に比べ

10.9 ポイント改善しているものの、機関要件を満たさない（小規模であると予想される）専門学校は機関要件を満たす学校と比べて、学生募集がさらに困難になるだろう。

修学支援新制度は上記の「確認校」に対象となる学生が進学または在学し、その学生が修学支援新制度に申請し採用されることで支援が行われる。そしてその支援の内訳は「給付奨学金（学生へ奨学金が直接振り込まれる）」および「授業料減免（学校に補助金が支払われ、学校が授業料を減免する）」の2本立てである。なお4年制私立大学に自宅外から通学する場合、最大で給付奨学金約91万円/年、入学金（上限）約26万円、授業料（上限）91万円/年の支援が受けられる。

学生が修学支援新制度を受けるための要件として、「生計維持者の所得（家計要件）」と「学業成績（学業要件）」の大きく2つがあり、以下に述べる。

修学支援新制度による支援額については、生計維持者の所得に応じて支援区分が決定する（家計要件）。なお支援区分は給付奨学金、授業料減免ともに共通である。さらに「給付奨学金」に採用された学生について、学校は「授業料減免」に採用して良い。また入学の際に限り、入学金も減免される。

日本学生支援機構ホームページにて公開されているデータによれば、世帯所得が270万円以下（住民税非課税）：支援区分Ⅰ、300万円以下：支援区分Ⅱ、380万円以下：支援区分Ⅲ、が採用の目安となっている。また支援区分に応じて支援額も変わり、支援区分Ⅰ（満額）に対して支援区分Ⅱは満額の2/3、支援区分Ⅲは満額の1/3である。そしてこの支援区分は毎年9月に見直しが行われる。この区分の見直しによって「区分外」となった場合、給付奨学生の身分は持続するものの、10月からは給付奨学金0円、および授業料減免なしという待遇となる。

日本学生支援機構給付奨学金では、学生が給付奨学生として相応しいか、学校において「適格認定」を行う（学業要件）。適格認定で「廃止」または連続2回の「警告」を受けると、修学支援新制度による支援を受ける資格を喪失する。なお警告はGPA下位1/4に属する、出席率80%以下、標準習得単位の9割未満のいずれかに該当する場合が目安である。また廃止は出席率50%以下、標準習得単位の5割未満のいずれかに該当する場合というのが目安である。なお高等教育機関に入学する際の学業要件は、入学前の評定や学校長の推薦による。

適格認定の際には、学校は対象者のGPA、出席状況等を日本学生支援機構に報告する。更にこの適格認定の結果報告は文部科学省ホームページ上に公開される。

3. 修学支援新制度運用面で考えられる具体的な課題

本節では、修学支援新制度の実施面において想定される問題点について論じたい。

(1) 日本学生支援機構Ⅰ種奨学金および保育士修学資金、介護福祉士修学資金など、国が財源を担う奨学金との細かな併給調整が入ること

2020年4月時点で給付奨学金の支援区分がⅠであった為、併給している保育士修学資金や介護福祉士修学資金が大きく減額（授業料減免と保育士修学資金の月額合計が5万円にする旨の規定による）された学生も全国に多数存在したはずである。そしてその中で2020年10

月の区分変更の際に支援区分Ⅰから区分が変更になった学生は、本来なら保育士修学資金や介護福祉士就学資金の減額も小さくなるべきであった。しかしながら社会福祉協議会の決定により、2年生については後期の修学資金の貸与額も「4月時点の支援区分に応じて併給調整」しなければならなかった。結果として上記のケースに該当する学生が不利益を被ったのである。なお逆に併給調整が小さくなり、利益を得た例もある。※この併給調整は、2021年度より緩和される予定。

(2) 年度途中で支援区分変更が行われる一方で、支援区分変更への対応を学生がすぐには取れない

修学支援新制度は給付奨学金と授業料減免が連動しており、その支援区分も共通である。区分変更によって支援が手厚くなれば問題ないのだが、支援が薄くなってしまった場合は後期からの学生の授業料支払い額も大きく（半期で約20万円もしくは約40万円）上昇する。こうなってしまうと日本学生支援機構Ⅰ種奨学金（貸与：無利子）の併給調整の差額分の増加では不十分である為、慌ててⅡ種奨学金（貸与：有利子）を申し込むというパターンに陥る。しかしながら、手続きについて学生本人に説明を行ってから実際にⅡ種奨学金が入金されるまでに、2～3カ月の時間がかかってしまう。「支援を必要としている」はずの給付奨学金受給者にとって、この2～3カ月の時間は非常に長いものである。

この点については、大学ごとの修学支援制度によって柔軟に対応すべきという意見もあるだろう。しかしながら、そもそも日本学生支援機構による貸与奨学金制度は、大学進学率を上昇させるという国策のもと「学費は学生の負担」という趣旨でその規模を拡大させた。その為、貸与奨学金は言わば「学生本人が契約する借金」でもある。学生本人の責任による「主体的な学び」を是とした奨学金制度の筈が、本人に責の無い「親の所得の変化」による支援区分の変化により学生が右往左往させられてしまう現状は、本末転倒ではないだろうか。

(3) 非課税世帯（支援区分Ⅰ）の新生の休退学が増加する可能性がある

卯月、末富（2015）は研究ノートのなかで以下のように述べている。「都市規模と地方別に推定した結果から、相対的貧困世帯の割合は地域により異なるとはいえ、相対的貧困は地域にかかわらず概ね学力、学校外学習時間、親の教育アスピレーションに対して負の効果をもつことが示される。それに対し、ひとり親の負の効果の有無は地域により異なることが示される。」そして「ひとり親世帯の貧困率は50.8%」とも述べている。

大学進学前に期待した学生生活と実際の学生生活との落差により学習意欲を損なう、いわゆる「進学ギャップ」によって休退学に至る学生は、全国的に見ても数多く存在している。修学支援新制度により「お金がかからないから」あるいは「親が行けといったから」大学に進学したものの、基礎学力不足や勉強についていけないなどの理由で休退学へ至る学生が増加するのではないだろうか。

(4) 年齢制限が無い

「初めて高校を卒業して2年以内に進学」という要件を満たせば、何歳であっても（どん

なに高齢であっても) 修学支援新制度の支援を申請できる。逆に例えば「大学進学を夢見て高校卒業後2年間働き進学資金を貯めた」というような学生は、社会的養護の対象者であったとしても、修学支援新制度に申請できない。これは制度の趣旨と大きく矛盾する。

(5) 世帯分離を行えば学生本人が生計維持者となる

大学進学に際して学生本人が不利益を被らないように世帯分離を行うことは、これまでも生活保護世帯等にも見られた。しかしながら修学支援新制度により、貧困世帯でなくとも進学を機に世帯分離をする例が増加する懸念がある。極端な例をあげると、本来なら支援区分外である18歳の男女が大学進学を機に結婚すれば、その2人ともが住民税非課税で支援区分Iの学生になり得る。これは制度上明白な欠陥ではないだろうか。

(6) 生計維持者の就労意欲を阻害する

これは他の福祉政策にも言えることであるが、修学支援新制度は支援区分が下がることによるダメージが大きい。例えば大学生の子どもを2人持つ保護者の立場として「世帯所得が380万円以上なら年間支援0円」、「世帯所得が200万円以下なら年間支援300万円」これらのいずれを選ぶかと問われ、後者に魅力を感じる保護者もいると思われる。言い換えれば「真面目に働くより、ほどほど働いて修学支援新制度を利用した方が儲けもの」となる危険性がある。本来は国民の生産力を向上させる為の少子化対策である筈が、国民の就労意欲を阻害しまうのは本末転倒である。

4. 少子化対策における教育の意義

経済が成長し産業構造が変化するとともに、日本も高学歴化、晩婚化そして少子化が進行してきた。ロスリングは自著『FACTFULNESS』の中で「経済が成熟する、晩婚化が進む、出生率が低下する、というのは必然の流れである」と述べている。この流れが必然である以上、直接的な出生率改善を図るような少子化対策だけでは効果が限定的にならざるを得ない。そこで(図1)にあるような、教育への投資を行い一人一人の生産性を高めることが重要となる。

【1. はじめに】

教育への投資とその成果(イメージ)

$$\text{成長(生産)} = \text{一人一人の生産性} \times \text{労働力人口}$$

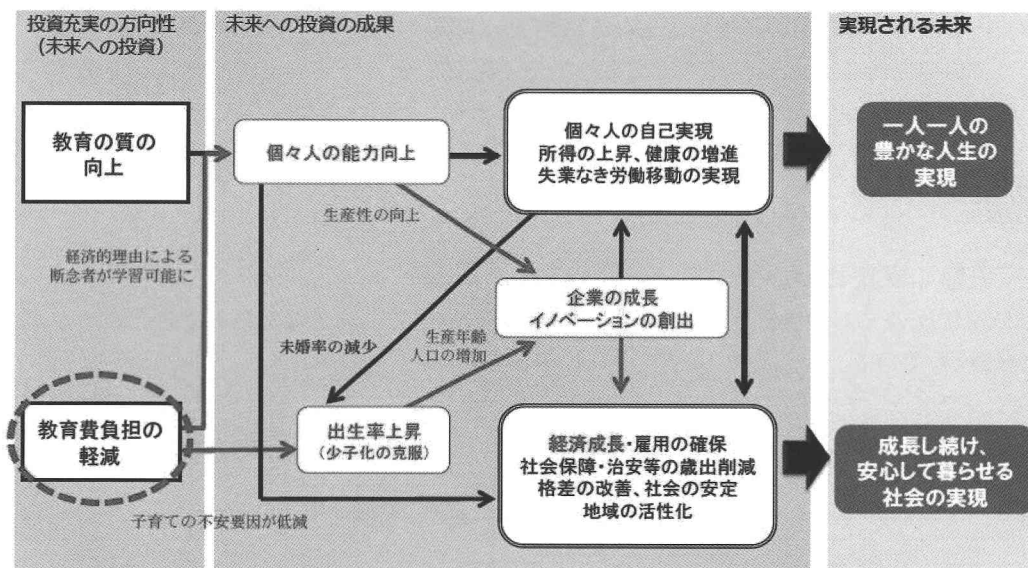


図1 教育への投資とその成果

(文部科学省「我が国の成長のための教育投資の充実」2017より)

少子化対策というのは、本質的に「人口が減少して国力が低下してしまう」ことへの対策である。上記のように人口の減少はある意味必然である以上、「国力」の維持すなわち「国民生産力」の維持が出来れば少子化対策として成功と言えよう。このように本質的に捉えると、日本が大学進学率の増加を目指したのも同様に、高付加価値なものを生産しうる人材を育成することにより国民生産力を向上させることが目的である。そしてその目的に必要なのが図1でいうところの「個々人の能力向上」であり、その為に教育水準の向上が必要なのである。

栗田、花岡（2018）は箕輪市のビッグデータを分析し、「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析—2.5万人のビッグデータから見えてきたもの—」の中で「貧困を背景とする学力格差は小学校初期から存在するが、大きく差が開くのは小学校4年生頃」と述べている。同時に「学年が上がるにつれ、貧困世帯は低学力へ、非貧困世帯は高学力へ集中していく」、「学年が上がるにつれ、貧困状態や低学力層から脱することのできる可能性も低下していく」とも述べている。

これらを言い換えると、高等教育を受ける18歳の段階では、学力格差の固定化が進んでしまっているということだ。この事は、これまで3.3)で述べたことにも共通している問題である。学力が低く固定化された状態で高等教育機関に進学しても「基礎学力の不足から学習内容についていけない」、「学習意欲の不足から学校を欠席しがちになる」などの理由から、休退学へと至ってしまうことが多い。

学力の「10歳の壁」という表現が浸透して久しい。しかしその解決を図る為の政策を施行するにも、その予算には限りがある。このような現実がある以上、10歳までの児童に費やす1億円と18歳の学生に費やす1億円には、それらの効果には大きな格差がある。

明治以降、日本経済の発展を支えたのは最大の要因は労働者の学力水準の高さである。そしてその元となったのは、江戸時代の寺子屋を源流とする「下層をすくい上げる教育」によって、諸外国の労働者に比べ生産性が高かったからに他ならない。また3.3)でも述べたように、資本の活用の面から言っても「10歳の壁」に至る前の児童により多くの資本を投下するのが自然であろう。

5. 子育て支援について

2020年度の文部科学省予算全体5兆3,060億円の内訳を、大きな枠組みで捉えたものが以下(表1)である。

表1 令和2年度 文部科学省予算の構成(「令和2年度文部科学省予算」より筆者抽出)

名目	金額(億円)	割合(%)
義務教育費国庫負担金	15,221	28.7
高校生等への修学支援	4,487	8.5
国立大学法人運営費交付金	10,807	20.4
私学助成関係予算	4,094	7.7
科学技術予算	9,762	18.4
⋮	⋮	⋮
人件費等	2,366	4.5
合計	53,060	100

主たるものとして義務教育費国庫負担金(1兆5,221億円)、国立大学法人運営費交付金(1兆807億円)、科学技術予算(9,762億円)、次いで高校生等への修学支援がある。

一方で「2020年度内閣府予算」に目を移すと、人づくり革命(3兆6,843億円)、少子化対策等(3兆1,918億円)における子ども・子育て支援新制度の実施のうち、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)(1兆6,383億円)とある。

ここで単純に「無償化」および「修学支援」という括りで比較してみると、高等教育無償化(4,882億円)、高校生等への修学支援(4,487億円)、幼児教育無償化(309億円)となる。また、削減して見直すことが2020年に報道され、政府に対して社会からの批判が起こった「児童手当」の予算は1兆3,261億円、待機児童解消の為の予算は1,115億円(前年比52億円減)と、待機児童の問題を解消して1億総活躍社会を達成するという政府の目標には程遠い。

柴田は『子育て支援が日本を救う 政策効果の統計分析』の中で、「潜在的待機児童を完全に解消することで、労働生産性を最大限に伸ばし、子どもの貧困率を先進国平均にまで減らし、財政余裕を10年間かけて先進国平均にまで増やすには、単年度予算において、保育サー

ビスは1.8兆円、児童手当は2.5兆円 ～中略～ (消費税増税により追加可能な) 3.8兆円によって実現可能な上記の政策は、潜在的待機児童を完全に解消し、労働生産性を最大限に伸ばし、子どもの貧困率を先進国平均まで減らし、財政余裕を10年間かけて先進国平均にまで増やし、出生率を高め、自殺を減らすと見込まれる。」(下線部筆者補注)と述べている。

この柴田の主張に対して、当然異論もあるだろう。しかし、日本に未だ出生率改善の兆しが見られない以上、十分な子育て支援が行われているとは言い得ない。また児童手当は増額どころか削減されかねないという現状は、時代に逆行していると言えよう。

6. おわりに

修学支援新制度の成果については今後の研究を待たねばならないが、日本の現状として十分な子育て支援が行われているとは言い難い。また少子化対策として教育に予算をかけるのであれば、高等教育よりも幼児教育に重きを置くべきである。

もちろん幼児教育に投下する資金についても、今後検討の余地は多い。税率等の社会的な条件も諸外国と日本では大きく異なる。しかしながら「人づくり改革」と銘打って少子化対策を進める政府にあって、子育て支援についての予算が減額されている現状が憂慮される。

また「国民の生産性向上には消費税減税すべき」との主張も少なくない。そのような状況にあって、修学支援新制度の成果とその意義について今後、厳格に審議する必要がある。

文献

柴田悠『子育て支援が日本を救う－政策効果の統計分析』勁草書房、2016年。

秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ(編)『貧困と保育－社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ』かもがわ出版、2016年。

ハンス・ロスリング、オーラ・ロスリング、アンナ・ロスリング・ロンランド『FACTFULNESS (ファクトフルネス)－10の思い込みを乗り越え、データを基に世界を正しく見る習慣』日経BP、2019年。

谷川至孝「『子どもの貧困』対策から『子どもの社会的包摂』へ－家族主義＝自己責任論を乗り越える－」『佛教大学 総合研究所共同研究成果報告論文集』2015年、29～44頁 (<https://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/SH/2015/SH20150L029.pdf>)

〈最終閲覧日 2020.12.25〉。

卯月由佳、末富芳「子どもの貧困と学力・学習状況：相対的貧困とひとり親の影響に着目して The Effects of Childhood Poverty on Academic Achievement and Study Habits」

『国立教育政策研究所紀要』第144集、2015年、125～140頁

(https://www.nier.go.jp/kankou_kiyou/144-300.pdf) 〈最終閲覧日 2020.12.25〉。

公益財団法人日本財団経営企画部ソーシャルイノベーション推進チーム子どもの貧困対策担当（栗田・花岡）『家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析—2.5万人のビッグデータから見えてきたもの—』日本財団、2015年、
(https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_07.pdf)
<最終閲覧日 2020.12.25>。

野崎華世、樋口美雄、中室牧子、妹尾涉『親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係：国際比較を考慮に入れて』文部科学省国立教育政策研究所、2018年
(https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28/nier_dps_008_201803.pdf)
<最終閲覧日 2020.12.25>。

公立幼稚園とのコラボレーションによる絵画制作の実践

Practice of Paintings in Collaboration with Public Kindergartens

森本直樹

要 旨

本実践は、2019年8月にT公立幼稚園の100周年記念事業、翌年2020年8月にU公立幼稚園の70周年記念事業の一つとして絵画制作の依頼を受けた。これは、各園長より全園児に何か関わりを持たせたい願いと、幼児教育の実践研究の機会を提供したいという考えのもと、本学、幼児保育学科の短期大学生と公立幼稚園のコラボレーションによる絵画制作を行った。制作方法は、園児が描いた絵を学生が模写をすることで完成させた。また筆者は、本学において造形表現を担当していることから、本実践を通し幼稚園教諭や保育士養成課程において、学生が幼児の絵を学ぶ意義や描画における発達段階の特徴を3歳児から5歳児まで一同にして、鑑賞し確認することができた。これにより、年齢による描画の違いに気づき、絵の鑑賞が詳細となり線描までの確認を見てとれることから効率的に学ぶことができた。こうした、幼児の絵画表現を学ぶことは、子どもの理解を深めることとなり、造形指導計画を作成する上でも必要され、多くの気づきを獲得することができた。

キーワード：造形表現、コラボレーション、絵画制作、子どもの絵の理解

I 実践概要と目的

本実践は、2019年（令和元年）8月にT公立幼稚園100周年記念事業、2020年（令和2年）U公立幼稚園70周年記念事業の一つとして制作依頼を受けたものである。各園長より全園児に創立記念として関わりを持たせたい願いと、幼児教育の実践研究の機会を提供したいという考えのもと、本学、幼児保育学科の短期大学生と公立幼稚園のコラボレーションにより屋外の建物に設置する絵画を制作したものである。通常、屋外建築物に描く絵画活動は壁画で行われることが多い。しかし、本実践では様々な視点から制作方法について検討し、室内制作できる方法により行った。描画については、テーマをもとにしてクラス教諭により指導を行い、園児が一人1枚の絵を画用紙に描いた。そして、園児の絵を学生が一つの絵となるように画面構成をして原画を数パターン作成し、園長、クラス教諭の意見をもとに修正をして原画を作成した。その後、絵画制作する学生には、子どもの絵の特徴について確認し、画材などの検討や描画工夫などを行い、学生が園児の絵を模写して絵画を完成させた。完成後は、幼稚園内に絵画を固定設置して園児、保護者などに披露した。

本実践での学生の学びについては、絵画制作の経験だけでなく、保育士志望の学生が園児の絵を模写することで、子どもの絵について理解することにある。幼稚園教諭や保育士養成

課程において、子どもの絵を知り理解することや、幼児の絵画表現を学ぶことは、発達段階に応じた表現への理解を深め、幼児造形活動を計画する上でも必要とされ、模擬保育などに生かすことができるという点で意義があると思われる。また、学生が幼児の絵を模写することは、幼児の絵に対する想いや考えなど、描画をとおして学生が多くの気づきを得られるような観賞力を身につけることとしている。

II 先行研究

学生による屋外設置の共同壁画制作実践研究は、松永（2014）、上浦（2013）により行われているが、幼児が参加できる絵画活動としては難しいと思われる。室内設置の共同壁画制作実践研究としては、幼児と学生のコラボレーションによる絵画制作はこれまでも見られたが、屋外設置される壁画制作の実践報告はほとんど見られない。T公立幼稚園の園長によると、過去においてはブロック塀を利用して幼児が思い思いに絵を描くような取り組みがあったとされている。しかし、現在においては、自然災害などで倒壊の恐れがあることから、ブロック塀を完全に撤去することになっており、過去におこなったような取り組みはできない。このことから新たな取り組みを示すことが必要とされる。

子どもの絵の理解に関する研究は、磯部（2017）、岡田（1972）、奥村（2010）、渡邊（2018）により行われている。学生が子どもの絵を模写して子どもの理解を深める効果については、奥村は「たどるという行為は、この子の発想や思考のプロセスに身を重ねる行為」とされ、制作の順番をたどることは「作品からの評価」の手段とし、子どもの感じたことや考えたことに気づくことができると述べている。渡邊は、年齢ごとの絵を一通り模写することで比較が可能となり、「だんだんと内面にあるイメージに物理的な形が与えられていく、その成長の過程を効率良く学べた」と述べている。このことから学生が子どもの絵を模写して子どもの絵を理解することは効果的であるといえる。

III 模写

日本美術における模写は、一般的に平面的な作品、絵画や書などをそっくりそのまま写し取ることとされている。歴史上での模写は、佐藤（2005）によると、「近代以前までは、流派や宗派の証明として、いわば“ブランド”の保存という社会的な意味あいも大きかった。」とされ、その後の近代日本では「明治初年の廃仏稀釈と文物の破壊、海外流出」の対策として「国家レベルでの模写模造事業が行われたことから、目的としては“保存”が大きく先行している。」とされている。いわゆる、古典学習を目的とせず、創作のための学習と保存事業としての保存に用いられた傾向が強いとされている。この他にも佐藤は、模写について学習が目的である場合も言及しており、過去や海外の美術を学ぼうとする時には教師や教科書が必要とされる。その際に「作品そのものが、唯一の師かつテキストとなる。」とされており、模写を学習目的とする場合は「コピーし、そっくりそのまま再現してみることが、理解へのもっとも有効なあるいは唯一の方法だったと考えられるのである。」と明言している。このように、子どもの絵を模写して学ぶ方法は効果的な学習方法であると考えられる。

IV 子どもの絵の理解

本学の幼児保育学科における必修科目「保育内容（表現Ⅱ）」、選択科目「幼児造形」等の講義では、幼児の絵画表現活動をとおしての「領域 表現」の学びや、幼児画の事例をとおしての発達に見られる表現の特徴や描画感覚を学習している。花篤、岡田（2013）によると、幼児造形表現では、一般的な発達を知ることは、「幼児個人の成長発達を把握する上で重要なことである。」とされており、発達には一定の順序性が見られ、「なぐり描き期」「象徴期」「前図式期」「図式期」などのような描画発達段階に照らし合わせることができるとされている。幼稚園教育要領（2018）では「3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。」と示されており、幼児一人一人の発達に応じた活動を豊かにする必要がある。幼稚園教諭、保育士養成課程においては、子どもの理解を深めることは不可欠であり、指導計画の作成や模擬保育などに多くの気づきを獲得できるものといえる。

V 実践報告

2019年（令和元年）8月にT公立幼稚園の100周年記念事業、翌年2020年8月にU公立幼稚園の70周年記念事業の一つとして制作依頼を受けた。これは、園長より全園児に何か関わりを持たせたい願いと、幼児教育の実践研究の機会を提供したいという考えのもと、本学、幼児保育学科の短期大学生と公立幼稚園のコラボレーションにより絵画制作を行なったものである。以下に実践方法及び手順について示す。

V-1 T公立幼稚園の実践報告

絵画制作の企画は、T公立幼稚園園長と筆者である。園児の描画活動は、3歳児6名、4歳児8名、5歳児8名、園児の描画指導は各クラス教諭1名である。原画作成は筆者と学生3名が行った。絵画制作は希望する学生10名により、放課後や空時間などを利用して制作をした。2019年9月中旬、T公立幼稚園園長、クラス教諭、筆者の話し合いにより、絵画テーマを「自然」と決め、幼稚園園庭を明るく楽しい空間にすることとした。制作方法は園長、クラス教諭の意見を聞き、全園児が絵画制作に参加することを念頭に入れ、問題点などを明らかにして制作方法を熟考し制作に取り組んだ。

V-1-1 方法と制作手順

幼稚園園庭にある遊具倉庫の壁面（横2.7m × 高さ1.8m）に、古くなった既存の絵画を撤去し、新たに制作した。絵画の大きさは、横2.7m × 縦1.6mにした。2019年9月下旬、絵画制作の主旨を園長先生から園児に話してもらい、クラス教諭の指導により園児の絵画活動を行った。次に、園児が描いた絵を学生が画面全体の構成をして複数の原画を作成し、園長とクラス教諭の意見を聞き、一枚の原画を作成した。学生が絵画制作に取り組む前に子どもの絵の理解について確認し、園児が描いた絵を模写して絵画を完成させた。2019年10月21日、園児や保護者に披露された。以下に制作手順を示す。

(1) 絵画のテーマを決める

園長、クラス教諭の考案により、幼児教育の特性を踏まえ環境を通して行うことから絵画テーマを「自然」とした。自然に関するような動物や虫、樹木、草花などを表現することにした。

(2) 園児の絵画活動

テーマに沿った内容を、クラス教諭の指導のもと園児たちの意見や様子を観ながら決めるようにした。年長クラスは、園児とクラス教諭にて話し合いを行い、好きな動物を描いた。年中クラスは、4月頃からクラス教諭が昆虫や草花の図鑑を利用した活動をしていたため、興味を持っている昆虫や草花を描いた。年少クラスは、園長、クラス教諭の話し合いにより個々に両手の手型を写し、学生が原画考案時に写した手型を何かに見立てることとした。色画用紙の色選択については、描きたいものから思い浮かべる色を園児に選んでもらい、戸惑う園児に対してはクラス教諭により適宜助言を行なった。描画材は普段から使い慣れているクレヨンで描くようにした。色画用紙にした理由は、事前の話し合い時にクラス教諭から着彩に関しての不安があったために筆者が提案をしたものである。色画用紙サイズは、後にデジタル化するために八つ切りとした。

(3) 原画作成

仕上がった全園児の絵を筆者がデジタル化し、原画作成のための複製をできるようにした。次に、コラージュとラフスケッチにより、一枚の絵となるように四つ切り画用紙に作成した。背景は筆者と学生たちとで話し合い、園庭からイメージされるものとして総合遊具施設とした。原画は複数作成し、園長、クラス教諭により選出してもらった。選出した絵をもとにコンピュータ上で構成し、園長、クラス教諭に作成した原画を見てもらい、最終的な手直しをして原画を完成させた(図1)。

(4) 下絵描き

基底材は、幼児が日頃よく遊ぶ園庭に設置することから、安全面と屋外環境のことを考慮しアルミ複合板(以後、基底材)とした。基底材にはシーラーを塗装した後にプロジェクターにより投影をして下絵を描いた(図2)。

(5) 園児の絵の模写(着彩)

子どもの絵について理解をするために特徴を確認し(表1)、原画をよく見て線描の特徴などを詳細に確認しながら描いた(図3)。描画材は、耐候性の強いシリコン系塗料を使用した。

(6) 設置場所へ取付け

完成後、設置場所に移動し建設施工者により取付けをした(図4)。



図1 原画作成の様子

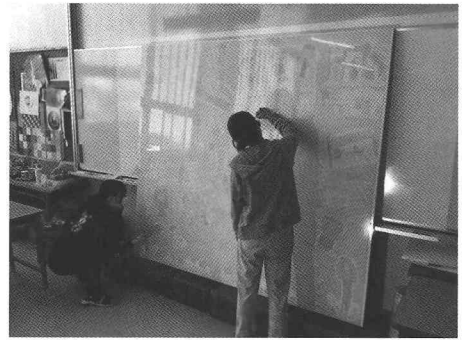


図2 投影による下絵描き






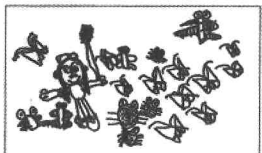

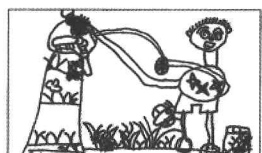


図3 描画の様子



図4 取付け完成後

表1 描く活動の発達段階

分類	年齢	参考図	発達による描画の特徴
象徴期	2歳半前後		<ul style="list-style-type: none"> 運動機能や言語能力により終結した円形を描く。 空間認識により、画用紙の中に大円や小円を描き並べ、大円の中に小円を描く。
	3歳前後		<ul style="list-style-type: none"> 手先のコントロールにより、線は終結し、きれいな円形になる。 短い水平線や垂直線も自由に描き、3歳過ぎにはこれらの線を用いて顔らしい人物を描く。
前図式期	3歳半前後		<ul style="list-style-type: none"> 意図をもち、簡単な形態を描く。見たままを描かず、生活の中で知りえたものを素直に描く。 象徴的な思考の発達により、実物の形態描写ではなく、象徴的な表現をする。 知的発達に伴い、人物なども目・耳・手・足など左右対称に表現する。
	4歳前後		<ul style="list-style-type: none"> 空間認識や形態認識が深まり直観的思考力により、表現もより豊かになる。 人物も頭に胴が加わり、頭足人から一步内容が深まる。 動物を描くと擬人化する。
	4歳半前後		<ul style="list-style-type: none"> 知っているものを描き分ける。 空間認識がなく、配列は関連性があまりない。 対象物のつながりは感情的・興味的で既知を強調して表現する。 太陽や花に目や口が現れ、アニミズム傾向になる。
	5歳前後		<ul style="list-style-type: none"> 知覚や感覚により、対象に近い形や気分にあった色をある程度考えて使う。 想像力は豊かさを増し、想像世界を表現でき楽しむ。 対象の特徴を覚え描き、装飾的なものを描き加え、思いを自由に楽しむ。 人物は手足が2本線となる。
図式期	5歳半前後		<ul style="list-style-type: none"> 羅列的な表現から、もの相互関係が把握でき、ものとの関わりが意識され、説明要素の多い表現となる。 空間認識は一層深く、画用紙の下には土や草を描き、画用紙の上には雲や太陽を描く。 人物は目・鼻・指など詳しく描く。
	6歳前後		<ul style="list-style-type: none"> 画用紙の下に一本の線(基底線)が現れる。その線の上に思いを描き、積み上げ遠近から透視遠近へと構図が変化する。 画面中央のテーブル線やトラックの線も基底線となり、基底線に沿って人物などを描く。 人物は対象物にとどくまで手を長く描き、合理性が見られる。

・花篤(2013)を参考に作成

V-1-2 考察

本実践の企画については、園長、筆者により制作方法について話し合い、クラス教諭の意見などを聞くようにした。これは、本実践のような先行研究は数少ないこともあり、園長、クラス教諭、筆者らで、制作方法などについて様々な予想を立て比較的容易に実践できる方法を考えるようにした。そして、最も重視したことは、園児がどの程度まで制作に参加することができるかであった。企画前において筆者が考えていた制作方法は、建物の外壁に直接描いていく壁画制作により、園児が主体的に取り組み、多くの関わりを持つことで壁画に愛着を持ってくれるだろうと思っていた。しかし、描画の高さは建築現場などで使用させるような足場が必要とされ、園長とクラス教諭により園児の安全性を確保することはできないと判断した。次に、足場を使わずに園児の手が届く範囲内において活動した場合は、全園児分のスペースが必要とされることから横に広がることとなり、場所の確保ができない。このことから、本実践は、基底材に描いて完成後に設置する制作方法とした。この方法は、床に置いて描くことができるために園児による描画が可能となるが、松永（2014）によると、制作するためには、ある程度の共通理解と技術指導が必要とされることから、一斉活動として年齢の異なる全園児からの共通理解を得るのは難しいと判断した。技術指導についても、クラス教諭による描画バランスなどの整理が必要となり、絵画イメージに合わせることで園児の描画をコントロールすることで受動的となり、楽しい活動にはならないと判断した。

大きなサイズの絵を描くことについてT公立幼稚園では、これまで年に1回程度、室内において広用紙を横につなげて絵の具などで描き、完成後は廊下に展示した経験がある。しかし、日常での絵画活動は、大きくても四つ切り画用紙の描画がほとんどである。このようなことから園児に導入活動が必要されると思われるが、このような導入活動についての先行研究が少なく効果は得られないと判断した。仮にも、学生が園児に指導をして描いた場合は、活動時間の確保や、数日間活動を続けていくことも考えられることから、双方向的に負担をかけることになるとと思われる。また、保護者の支援を受けたとしても専門的技術が必要とされるために、保護者の戸惑いが生ずるとと思われる。このように、本実践での制作方法について熟考を重ねた末、大きな画面サイズの絵画への取り組みについての問題点が明らかとなった。全体的な制作については、企画段階において予想を立てた計画に基づき進めることができた。着彩については、クレヨンの特徴を表現するために様々な工夫をした結果、綿棒で描くことでクレヨン画らしさを表現することができたと思われる。

V-2 U公立幼稚園の実践

絵画制作の企画は、U公立幼稚園園長と筆者である。園児の描画活動は、3歳児6名、4歳児8名、5歳児8名、園児の描画指導は各クラス教諭1名である。原画作成は筆者と学生3名が行った。絵画制作は希望する学生26名により放課後や空時間を利用して制作を行なった。設置場所は、幼稚園の玄関外壁とし、保護者や来客者に鑑賞してもらうこと、明るく楽しい空間にすることを目的とした。

V-2-1 方法と制作手順

2020年8月中旬、絵画制作の企画を開始した。制作方法は、前回のT公立幼稚園の手順を基本とした。2020年9月上旬、絵画制作の主旨を園長により園児に話してもらい、クラス教諭の指導により、テーマをもとにして八つ切りサイズの白色画用紙にクレヨンで描いた。次に、個々に描いた絵を学生数名で画面全体の構成をして一枚の原画を作成した。絵画の大きさは横2.1m × 縦1.9mにした。学生が絵画制作に取り組む前に子どもの絵の理解について確認し、園児の絵を模写して完成させた。2020年12月10日、学生による絵画制作が終了した。2020年12月17日、園児や保護者に披露された。以下、今回実践した制作手順を示す。

(1) 絵画テーマを決める

園長、クラス教諭の意見からは、幼児教育の特性を踏まえて、環境の中から取り入れることとし、「園庭遊び」にした。園児たちは園庭で遊んだり、園庭にいる生き物を観察することが好きなことから、遊具で遊んでいる姿や園庭にいる生き物などを表現することにした。

(2) 園児の絵画活動

テーマ「園庭遊び」からイメージされるものをクラス教諭の指導のもとに園児たちの意見や様子を観ながら決めた。年長クラスは、クラス教諭の指導により、鏡などを使用して顔表情を確認して自画像を描いた。年中クラスは、クラス教諭の指導により、自由に自画像の絵を描いた。年少クラスは、クラス教諭の支援により、顔の絵を描き、個々に両手の手型を画用紙に写した。次に、年長クラス、年中クラスでは、クラス教諭の指導により園庭にある遊具施設や園庭にいる生き物の絵を自由に描いた。画材は白色の八つ切り画用紙で、描画材は普段から使い慣れているクレヨンにした。

(3) 原画作成

園児が描いた絵を筆者がコンピュータに取り込みデジタル化した。次に、カラーコピーで複製縮小した絵をコラージュとラフスケッチにより学生が一枚の絵となるように二つ切り画用紙に作成をした。原画は複数作成し、園長、クラス教諭により選出をしてもらった。選出した原画をもとにコンピュータ上で構成し、園長、クラス教諭に作成した原画を見てもらい、最終的な手直しをして原画を完成させた。

(4) 下絵描き

基底材は、玄関に設置することから安全面と屋外環境のことを考えてアルミ複合板（以後、基底材）にした。基底材にシーラーを塗装した後にプロジェクターにより投影をして下絵を描いた。

(5) 園児の絵の模写（着彩）

子どもの絵について理解をするために特徴を確認し（表1）、原画をよく見て線描の特徴などを詳細に確認しながら描いた。描画材は、耐候性の強いシリコン系塗料を使用した。

(6) 設置場所へ取付け

完成後、設置場所に移動し建設施工者により取付けをした。

V-2-2 考察

前回のT公立幼稚園の実践では、先行研究が数少なく園長、クラス教諭、筆者により話し

合いを行い、制作方法について様々な予想を立てて実践した。今回の実践からは、前回のT公立幼稚園で実践した絵画を見本にできることと、実践した手順を基本にできることから今回の制作手順に以下の改善が見られた。制作手順（1）においては、前回の実践は一人一枚の絵を描くことを前提としていたために、テーマに対しての描画イメージに広がりを持たずに、絵の要素が不足したことを反省した。今回は、園児が日頃から好んで遊んでいる園庭の様子をテーマにしたことで、園児がイメージを持ち易くなった。5歳児、4歳児での絵画活動は、クラス教諭の指導により園児の自画像、園庭にある施設、遊具、園庭にいる生き物、花、栽培した野菜や果物などを描くようにした。制作手順（2）においては、前回のT公立幼稚園の絵画を見本にできることから、園長、クラス教諭の判断で園児の絵画活動を進めることができた。そして、年間を通した園庭での出来事など多くのイメージを園児が持つことができたために、4歳児、5歳児においては、一人で2、3枚程度の絵を描くことができた。制作手順（3）では、前回の園児の絵の枚数は、3歳児7枚、4歳児11枚、5歳児13枚であったが、今回の園児の絵の枚数は、3歳児12枚、4歳児17枚、5歳児27枚と前回よりも多いことから、園児の絵を選出しようと試みた。しかし、学生の意見などから全ての絵を配置することを選択し原画を複数作成した（図5）。そして、園長、クラス教諭により複数作成した原画を見てもらい、絵画イメージに合うような一部分を選出してもらい、再度原画を手直して原画完成させた。手順（5）では、園児の絵を全て配置した関係で一つの絵が小さくなり、前回と比べると線描が細くなったが、改善方法としては綿棒の先をハサミで切り調整することで、クレヨン画の線の特徴を出すことができた。背景については前回、総合遊具を学生が描いた。しかし、今回は園児の絵のみで画面全体に配置することができたために、和らいだ優しい絵画の表現となった。

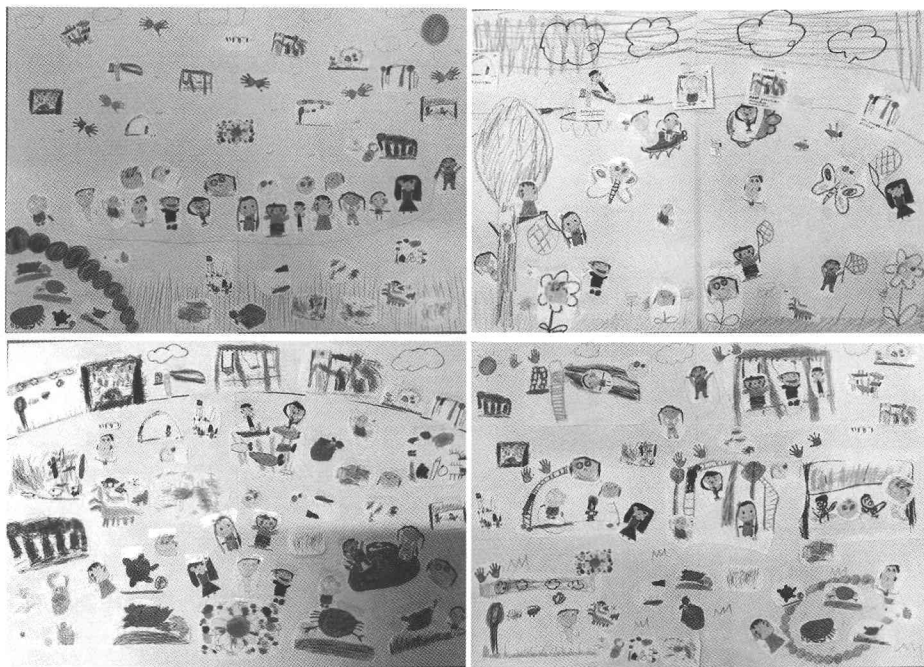


図5

VI 実践からの考察

ここでは、二つの公立幼稚園の実践から得られたことを考察する。

VI-1 制作方法について

本実践は、上浦（2013）の実践を参考にして園児の絵を学生が模写をする方法により絵画を完成させた。上浦の実践では、子どもの絵を学生が模写をして、壁に直接描く方法により行われている。本実践では、壁に直接描く方法ではなく、基底材を使用することにより、ある程度の絵を描ける知識があれば容易に取り組み得る制作方法であると思われる。基底材を使用した場合のメリットは、壁画と比べると壁の材質の検討が必要ないこと、描画面の汚れなどを除去する必要がないこと、屋内で制作を行うことができるために天候などにも左右されることがないこと、足場を使用しての描画が必要なく事故などのリスクがないことなどが考えられる。次に、園児の絵を模写することについては、園児が普段から行っている絵画活動をそのまま生かすことができること、学生が絵画を描くことでクラス教諭による負担が軽減できることなどが考えられる。そして、学生については、地域貢献ができること、子どもの絵の良さについて知ること、自身の思い出づくりになること、大きな絵画を制作できること、グループ制作での満足が得られたことなどが意見として聞くことができた。模写による学びについては、上浦（2013）の実践においても「これまでの絵画学習の振り返りによる描くことへの自信の回復」「描く楽しさについて改めて知る」「絵の魅力について、自分の目で見て分析的に理解できる」とされおり、保育実践を学ぶ学生にとっても保育内容を見つめ直す機会となると考える。

VI-2 絵画制作について

絵画完成後、幼稚園内に設置することから安全面のことを最優先とし、アルミ複合板を基底材とした。アルミ複合板（以後、基底材）は、薄いアルミ2枚で樹脂を貼り合わせた3層の板材である。主に看板や建材などに使用されており軽量性、防火性、温度変化に対する安全性、耐衝撃性、加工性、平滑性などに優れている¹。

絵画の大きさに合わせて基底材の裏面に木枠を組み補強をした。絵のサイズが大きいために、ねじれや反りを防ぐために角材の大きさを厚み3cm×幅4cmとし、木枠の間隔を50cm程度とした。これにより災害時においても強度が保てると思われる。描画材は、比較的安易な水性アクリルの検討を行ったが、耐候性が望めないと思われる。また、制作場所が屋内であるために油性塗料は希釈剤による臭気が伴うために人体的な影響が心配される。このことから色々な塗料を検討した結果、水性の合成樹脂塗料を使用した。しかし、耐久性については油性塗料と比べると劣ると思われる。製造会社のアサヒペンによると、合成樹脂にはシリコンアクリル・フッ素が使用されているために、耐候性に優れ、防カビ剤なども含まれているとされている²。これまでも色々な水性塗料が販売され、筆者が実際に使用し容易に購入しやすいものとしては、今回使用した水性塗料は比較的扱いやすいと思われる。

次に、学生の制作活動については、園児の絵を模写する際に欠かすことができないクレヨン³の線描や、面に塗り重ねられる混色や重色の特徴を表現するために、硬い筆や、毛先が短

い筆、スポンジなど色々な画材や道具などを試した。そして、2回目の制作では全園児の絵を画面上に配置したことから、園児の絵が小さくなるために繊細な線描とクレヨン画の独特の擦れを表すために工夫する必要があった。最初の実践では、様々な画材や道具を試し、最もクレヨン画の表現に近づいたのは綿棒だった。綿棒は繊細な線描を描くことができ、クレヨンらしい擦れを表すことができた。今回、工夫したことは綿棒の先をハサミで切り調整することで線の太さを調整することができた。

模写については、どのような子どもの絵の見方をするのかであるが、奥村（2010）によると、制作する時に子どもと作品の距離は近い位置にあることから近づいて作品を見ることを推奨している。作品に近づくことで「その子のまなざし」や「子どもの声」を見ることができ、制作した子どもの目線に立つ姿勢が作品の見方としてしていることから、園児の絵をしっかりと鑑賞することを学生に確認して描き始め、色の重なる順番、思いを込めた痕跡などを学生は確認することができた。

VI-3 子どもの絵の理解

子どもへの絵の役割は、岡田（1972）によると、「(一) 子どもの内から湧く伸びる生命の力を大切にする。」「(二) 創造性・芸術性を培う。」「(三) 想像力を伸ばす。」「(四) 造形美の感覚と表現力を伸ばす。」「(五) 子どもの心を知る。」「(六) 精神衛生となる。」「(七) 心を深く耕す。」とし、人間形成に繋がるとし、子どもにとっての絵画活動は必要とされる。

子どもが絵を描くサイクルについては、子どもが遊びに夢中になる所以されており、子どものそばにいる大人が唯一できることとして、子どもの思い受け止め、寄り添い、頷くことの姿勢が子どもの成長を促すことにつながるとされている（花篤、2013）。また、花篤（2013）は「幼児の絵を理解し評価するためにはまず、幼児の絵を知ることが必要である。」と述べている。

幼児の絵を知ること目的とした研究は、すでに渡邊（2018）、上浦（2013）により報告がなされており、学生が子どもの絵を模写することの学びの効果が明らかにされている。渡邊（2018）によると、子どもの模写の有効性については「子供の絵の中にある豊かな造形性を感覚的に確かめることができる。」「感覚的に幼児や児童の描画感覚を体験することで形とイメージとの関係に気づくことができる。」としている。このことから、本実践では、幼稚園教諭・保育士を目指す学生が幼児の絵を模写することで、幼児の絵を知ることとなり、造形表現活動の基礎的な学習として研究を行う上でも意義のあるものであると考えられる。

幼児の絵の理解について、渡邊（2018）は「なぐり描き期」「象徴期」「図式期」の子どもの絵から発達段階というまとまりを感覚的に確かめさせることを目的とし、三つの発達段階の絵を模写することにより成長過程を効率的に取り組んでいる。本研究では、発達段階におけるまとまりを「象徴期」「前図式期」「図式期」とし、それぞれの発達段階に見られる描画表現の特徴を（表1）にまとめ、制作を行う学生に確認してもらった。

本実践において、筆者の所見ではあるが、園児の絵を模写したことによる学生の学びの意義と思われる諸点は以下となった。

- ・全クラスの絵を一同に観察できたことで描画における発達段階の特徴を効率的に学ぶことができた。
- ・模写により近づいて絵を見るため部分的な見方ができるようになった。
- ・描いた順番をたどることで線の強弱、色の濃淡、空間の埋め具合など、集中して描いた過程やイメージを広げて描いていく園児の姿が想像できるようになった。
- ・絵に近づいたり描いた順番を想像することにより、描いた園児の思いやイメージしたことを考えていくうちに絵を読み解く楽しさを理解することができた。
- ・発達段階に見られる描画表現の特徴を確認し、年齢ごとに多数の園児の絵を鑑賞したことで描画発達の違いに気づき、絵の見方は詳細になり線描の確認をすることができた。
- ・絵の魅力について自身の目で分析できたことから描く楽しさを改めて感じた。

このように、絵画制作が最終的な目的であるために園児の絵を忠実に再現した結果、このような学びになったのではないかと推測され、学びの意義としては十分な成果を見出せたと思われる。

次に、筆者の講義では、造形活動の発達段階について学ぶ機会がある。そこでは、教科書などの図により年齢ごとに、白黒写真の幼児画の例を見ることができ、図の大きさなどの関係から詳細な部分を見ることが難しい。また、クレヨン画の特徴であるタッチや塗り重ねの厚み、筆圧、描いた順番などを確認することは困難である。本実践は、絵画制作による手順から3歳児、4歳児、5歳児の絵画活動を行ったことで、八つ切りサイズの実物の絵で鑑賞することができた。これにより、円の描き始めと描き終わりが同じではないこと、人物の腕の描き方が線であるものと線を囲んだ面で描かれていること、指が5本描かれているのと形として一つの塊として描かれていること、目の表情が黒目だけのものや白目に黒目のものや笑っている表現など様々に描かれていること、などの描き方や表現が年齢により発達していくことを見比べることができた。クレヨンによる描写の特徴は、年齢があがることにより線描が濃く太くなり、部分的な力の入れ具合が確認できたこと、年齢があがることで多彩なこと、描くものに対して線の太さや細さの使い分けを年齢があがることで豊かなこと、年齢があがることで細かな部分の描写が見られること、などを確認することができた。

このように、幼稚園教諭、保育士養成過程においては、子どもの理解を深めることは不可欠であり、指導計画の作成や模擬保育などに多くの気づきが獲得できるものと考えている。

VII まとめ

本実践は、各幼稚園園長の学びの場の提供とクラス教諭、園児、学生の取り組みにより実現することができ、園児、園長、幼稚園教職員、保護者などから多くの喜びの声を聞くことができた。また、学生についてもかけがえない思い出をつくることができた。

本実践を取り組んだ殆どの学生は保育者を目指していることから、不安を解消するためにも幼児の絵を知ることが子どもの絵の見方の学びとなり、保育者として絵画活動を行なった際に有効的な手段であると考えられる。本実践を取り組んだ学生からは、高校で美術教育を受けた経験がなく、色の調色を苦手とする学生も多く見受けられた。今後は、このような問

題点を制作活動に生かしていき、地域貢献を継続するなかで、保育者を目指す学生の学びの場となるような活動を見出していきたい。

文献

ii アサヒペン <https://www.asahipen.jp/products/view/20003?genre=1> (最終閲覧日：2020年11月10日)

上浦 千津子 (2013) 岡山県立聾学校とのコラボレーションによる壁画制作プロジェクト . 中国学園大学紀要 ,12 ,143-148

磯部 錦司 (2017) 子どもが絵を描くとき . 一藝社

奥村 高明 (2010) 子どもの絵の見方—子どもの世界を鑑賞するまなざし—. 東洋館出版社

岡田 清 (1972) 幼児の絵の見方 . 創元社 ,130-132

佐藤 道信 (2005) 特別展 模写・模造と日本美術—うつす・まなぶ・つたえる—. 東京国立博物館 ,17-23

花篤 實・岡田 惣吾 (2013) 新造形表現—理論・実践編—. 三晃書房 ,28

松永 拓己 (2014) 屋外壁画制作による地域貢献—阿蘇市内牧において—. 熊本大学教育学部紀要 ,63,249-256

i Mitsui <https://mitsu-ri.net/articles/materials0005> (最終閲覧日：2020年11月10日)

文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説 . 株式会社フレーベル館

渡邊 洋 (2018) 幼児・児童の造形表現を学ぶ模写の有効性について . 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要 ,53 ,105-113

『中九州短期大学 論叢』 投稿規程

1. 刊行の目的

中九州短期大学教員による研究を促進かつ奨励し、その成果を発表することを目的とする。

2. 刊行の回数、および原稿の締切

年2回刊行するものとし、原稿提出の締め切りは6月末および12月末とする。

3. 投稿者の資格

中九州短期大学の常勤および非常勤の教員、または論叢委員会が認めたものとする。

4. 執筆代表者

- ① 本誌に投稿した原稿において、第1番目に氏名を記載している執筆者のことを執筆代表者とする。
- ② 投稿者以外の者が執筆代表者である場合には、執筆代表者の他に投稿者を執筆者として連記する。

5. 原稿の種類

本誌に投稿できる原稿は以下に掲げるもので未発表の完成原稿のみとする。また原稿の内容、表現等については執筆者が責任を負うものとする。

- ① 研究論文
- ② 研究ノート
- ③ 調査・研究報告
- ④ 書評

6. 投稿の方法

投稿者は投稿申込書を添え、所定の期日までに論叢委員会まで提出すること。また執筆については下記を参照すること。

- ① 原稿の分量は、和文、欧文に関わらず資料、参考文献等を含め研究論文は8ページ以上で20ページを限度とし、その他は20ページを限度とする。この分量を上回る紙面を希望する投稿者は、投稿前に編集委員会の許可を得ることとする。
- ② 1ページの分量は10.5ポイントの文字を使用し、40字×38行とする。1ページ目は表題と要約のスペースとして相当量を減じる。
- ③ 原稿には必ず内容を適切かつ具体的に表した表題をつけ、和文表題には欧文表題も併記する。

- ④ 原稿に要約を含める場合は、和文もしくは欧文の要約をつけるものとし、いずれの場合も 500 字以内とする。加えて、キーワードを付記する場合は、3 ワードから 4 ワード程度とする。
- ⑤ 原稿の書式については、レイアウト見本に従うこととする。
- ⑥ 提出するものは以下とする。
 - ◆ 完成原稿を収めた CD-R、DVD、フラッシュメモリなどの媒体。
 - ◆ 原稿のレイアウト見本（完成原稿を印刷したもの）を 1 部。
 - ◆ 投稿申込書。

※ただし、編集委員会で読み取りができない場合は再提出を要求することがある。

7. 別刷

論文 1 篇につき 20 部の別刷が論叢委員会の負担により用意される。

8. 校正

執筆者による校正は再々校を限度とする。ただし執筆者の責によらない修正については、これを認める。

内容の大幅な変更、字句の大幅な追加や削除は認めない。初校は定められた期日までに校了し編集委員会まで提出すること。

9. 編集

編集は本学教員による編集委員会において行われる。

10. その他

- ① 本論叢については、将来的に審査要領を定め、投稿論文の審査を行うこととする。審査要領については、論叢委員会でこれを検討する。
- ② 本投稿規程の改訂は論叢委員会でこれを検討し、学長の意見を聴きこれを行う。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

執筆者(掲載順)……………

黒木 真吾 (准教授)
塩見 一成 (講 師)
田中 優也 (助 教)
賀久 英之 (職 員)
森本 直樹 (講 師)

編集委員……………

惟任 泰裕 (講 師)
久保 英樹 (教 授)
宇野木 広樹 (准教授)
中富 尚宏 (講 師)

中九州短期大学論叢

第43巻 第2号

発行日 令和3年3月31日
発行者 中九州短期大学 学長 中川 静也
編集責任者 中九州短期大学論叢編集委員会
カバーデザイン 岡村洋文
制 作 クギヤ印刷株式会社
熊本県八代市本町2丁目5-12
〒866-0861
電話0965-34-2031

発行所 中九州短期大学
熊本県八代市平山新町4438
〒866-8502
電話0965-34-7651 (代)



RANSOU

Vol.43 No.2 March, 2021

NAKAKYUSHU JUNIOR COLLEGE

ARTICLES

P.-3

The way of the practice of the recreation education in the care training
: From a recreation experience in care training of the student
KUROKI, Shingo UEDA, Ayaka

P.-12

Changes in Students' Awareness of Exercise through Active Learning
in a Childcare Content [Health] Class
SHIOMI, Kazunari

P.-22

Creating The Teaching Material on Developing of Nursery Teacher
Report of Producing Cloth Picture Books for Children
TANAKA, Yuya

P.-31

The validity of the new institutions to assist for entering higher educations,
and how it works in a policy against declining fertility society.
KAKU, Hideyuki

P.-39

Practice of Paintings in Collaboration with Public Kindergartens
MORIMOTO, Naoki